

第 6 次東浦町総合計画（案）

目次

第1章 総合計画策定にあたって.....	- 1 -
1 「総合計画」とは？.....	- 2 -
2 第6次総合計画の策定方針.....	- 3 -
3 総合計画の構成・期間.....	- 5 -
（1）基本構想.....	- 5 -
（2）基本計画.....	- 5 -
（3）実施計画.....	- 5 -
4 東浦町ってどんなまち？.....	- 6 -
（1）東浦町の概要.....	- 6 -
（2）東浦町をとりまく状況.....	- 7 -
第2章 基本構想.....	- 10 -
1 東浦町のまちづくりの考え方.....	- 11 -
2 将来の東浦町の姿.....	- 12 -
3 将来の人口見通し.....	- 14 -
4 将来の土地利用.....	- 15 -
第3章 基本計画（総論）.....	- 17 -
1 人口推計から見た将来の課題.....	- 18 -
（1）総人口.....	- 18 -
（2）年少人口（0～14歳）.....	- 18 -
（3）生産年齢人口（15～64歳）.....	- 18 -
（4）老年人口のうち前期高齢者（65～74歳）.....	- 19 -
（5）老年人口のうち後期高齢者（75歳以上）.....	- 19 -
2 人口推計から見た将来の課題の解決に向けて.....	- 20 -
（1）まちの魅力創出による人口減少の抑制.....	- 20 -
（2）地域・事業者・行政の連携による超高齢社会への対応.....	- 20 -
（3）あるものを活かした経済活動の活性化.....	- 21 -
3 施策体系図.....	- 22 -
4 施策の方向.....	- 23 -
5 土地利用計画.....	- 24 -
（1）土地利用の現況.....	- 24 -
（2）将来展望.....	- 24 -
（3）目的別土地利用.....	- 25 -
6 土地利用構想図.....	- 26 -
第4章 基本計画（各論）.....	- 27 -
1 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり.....	- 29 -
2 人を育み、人を活かすまちづくり.....	- 49 -
3 暮らしを守るまちづくり.....	- 69 -
4 生活・産業を支える基盤づくり.....	- 93 -
5 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり.....	- 125 -

第 1 章 総合計画策定にあたって

1 「総合計画」とは？

住む人が幸せを実感できるまちをつくりたい

という願いを形にしたものです。

「住む人が幸せを実感できるまち」とはどんなまちなのでしょう。そんなことを「住民の皆さん」「様々な活動をしているNPO・ボランティア団体の皆さん」「事業者の皆さん」「これからの社会を担う若い世代の皆さん」とともに話し合い、まとめたものが総合計画です。

総合計画は、東浦町が持つ計画の中で最も上位の計画です。この総合計画をもとに、今後、東浦町はまちづくりを進めていきます。

将来の東浦町をどんなまちにするのか、そのためにはどんなことをしていくのかといった、まちづくりの進め方を分野ごとに記載したまちづくりの羅針盤のようなものです。

2 第6次総合計画の策定方針

社会環境の変化に対応できるまちづくりのための

「長期的な視点」に立った総合計画に

東浦町では、1976年の第1次総合計画から5次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。前回の第5次総合計画は、2020年度までの東浦町を見据えて作っています。しかし、2015年の国勢調査において初めて人口減少となり、人口が増える想定で作っていた計画内容を早急に見直す必要がでてきました。

今後、少子高齢化による日本社会全体の人口減少が進み、東浦町の人口も減少していくと予測されます。

少子化による人口の減少や高齢者の増加は、日本社会全体での傾向としては明らかになっていますが、自治体により、その進み方は大きく異なります。全国一律の画一的な制度では対応できないため、それぞれの自治体の実情に合った対応が求められます。さらに、AIやIoTなどにより産業はもちろん社会も大きな転換期を迎えることから、長期的な視点でまちづくりを考えていくことが求められています。

そうした人口減少への対応や社会の変化に対応するため第5次総合計画を前倒して策定することに加え、第6次東浦町総合計画は、少子高齢社会に対応するための計画です。

少子高齢社会の進展により人口が減少しつつも高齢者の人口のみ増える続ける期間が概ね20年間と推計されること、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業や幹線道路の整備には概ね10年以上の期間を要することから、第6次総合計画は計画期間を20年としました。第6次総合計画では、長期的な視点から、東浦町の現状と課題を洗い出し、それぞれの課題に対応できる取組を示すよう努めました。

まちづくりを「自分事」として、捉えられる総合計画に

住民の皆さんやこれからの社会を担う若い世代の皆さんの意見を積極的に取り入れるため、まちづくりワークショップや若者会議、団体ヒアリングといった住民参画の機会を多く設けました。より多くの方々の意見を伺い、住民の皆さんなどが「自分事」として捉えられるような総合計画となるよう努めました。

それぞれの役割を示し、「誰もがイメージできる」総合計画に

総合計画は行政のためだけの計画ではありません。住民の皆さんや将来東浦町に住みたいと考えている方、東浦町で活動される方にとって、これから東浦町がどのようなまちづくりを進めていくのか、また、住民、事業者・団体、行政の役割を示すことによって、誰とどのようにまちづくりを進めていくのかを、誰もがイメージできる記述に努めました。

【住民・団体・事業者の声】

- ・住民に分り易く伝える工夫が必要（団体ヒアリング）
- ・もっと住民に対しアピールが必要（団体ヒアリング）

3 総合計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つに分かれており、それぞれが持つ役割に沿って内容を記載しています。

(1) 基本構想

20年後の東浦町を見据え、「どんなまちを目指すのか」を定めます

基本構想には、少子高齢化や人口減少により大きく社会が変わる中で、東浦町をどんなまちにするのかといった、将来の東浦町の姿、それを実現するためのまちづくりの方向性を示しています。

【計画期間】 2019～2038 年度

(2) 基本計画

基本構想にもとづき、5年単位で「何をするのか」を整理します

基本計画には、基本構想に書かれた20年後の東浦町の姿を実現するため、東浦町で取り組むべき内容を、様々な分野での取組について示しています。5年間を区切りとして、進み具合や課題を確かめて、次の5年間の基本計画を策定します。

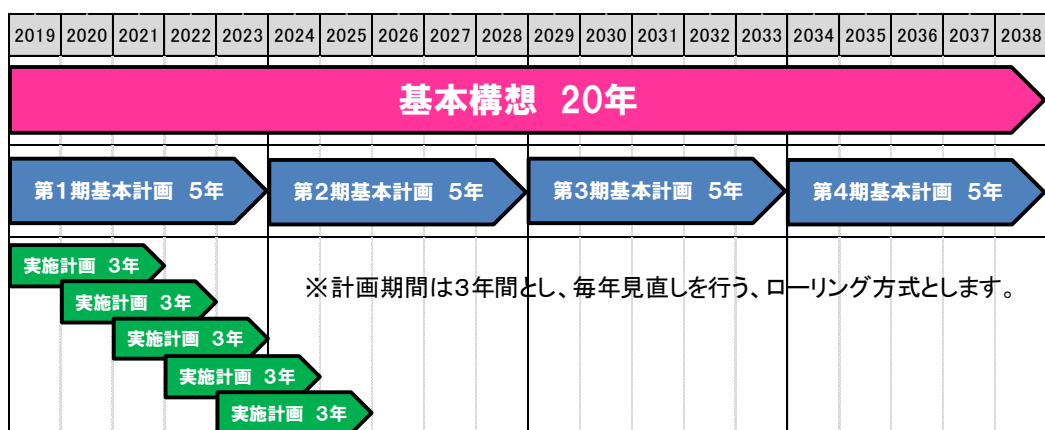
【計画期間】 第1期 2019～2023 年度 第2期 2024～2028 年度
第3期 2029～2033 年度 第4期 2034～2038 年度

(3) 実施計画

基本計画の内容を、3年単位で「どのように行うのか」を組み立てます

実施計画には、基本計画に書かれた様々な分野での取組を進めるために必要な具体的な事業を示しています。3年間の事業費を含む事業計画を示し、必要に応じ修正を加えながら毎年度策定します。

【計画期間】 第1次 2019～2021 年度 ～ 第20次 2038～2038 年度



4 東浦町ってどんなまち？

（１）東浦町の概要

「ちょうどいい」があります

東浦町は、知多半島の北東部に位置し、南北約 8 キロメートル、東西約 6 キロメートル、総面積は 31.14 平方キロメートルあります。1948 年に町制施行し、1960 年代から名古屋市などのベッドタウンとして人口が増加し、5 万人規模の町となっています。

東部は低地、中部・西部は丘陵地という地形からなり、東部に尾張と三河を分ける境川や衣浦湾があるため、丘陵地の緑だけでなく水辺にも恵まれた町となっています。

交通アクセスの面では、東部には J R 武豊線が、西部には名鉄河和線と知多半島道路東浦知多インターチェンジがあり、中部国際空港や名古屋方面へいずれも 30 分程度で行くことができます。また、刈谷市へつながる平成大橋を利用すると三河方面へのアクセスも良好です。町内では、東浦町運行バス[う・ら・ら]によって拠点が結ばれています。

かかりつけ医となる医療機関が町内に多く立地し、専門的な医療を行う総合病院も周辺市にあり、30 分以内で通院できる環境です。また、東浦町と大府市にまたがる、あいち健康の森周辺には国立長寿医療研究センターやあいち小児保健医療総合センターなどの医療研究機関が集積しています。

町内の利便性だけでなく、どこに行くにも、どこから来るにも、動きやすい立地のまちです。

商工業では、かつては“知多木綿”の産地として繊維産業が栄えていましたが、社会経済の変化により、現在は製造業を中心に、自動車関連産業、大手家具メーカーなどの企業が本社や工場を置いています。また、J R 緒川駅前には大型ショッピング・モールがあり、知多半島の商業の拠点の一つとなっています。

農業では、稲作のほか、特産品である巨峰を中心としたブドウ栽培に加え、イチゴや洋ランなどが生産されています。

鉄道沿線に、閑静な住宅地が広がり、落ち着いた佇まいをみせており、自然豊かで賑わいのある、都会でも、田舎でもなく、人と人、住民・事業者と行政が、顔の見える「ちょうどいい」距離感が保てるまちです。

【住民・団体・事業者の声】

- ・自然が多い（まちづくりワークショップ・若者会議）
- ・名古屋などに近い（若者会議）
- ・東浦町は知多半島の出入り口（若者会議）
- ・交通の便が良い（まちづくりワークショップ）

(2) 東浦町をとりまく状況

少子高齢社会、人口減少社会が到来しています

日本の総人口は既に減少局面に入っています。2008年の1億2,808万人をピークに減少し始め、人口減少のスピードは加速し、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計（平成29年推計）によれば、2040年には1億1,092万人と推計され、その頃には毎年90万人程度減少すると見込まれています。

出生数は、団塊世代（1947～49年生まれ）が生まれた頃は毎年260万人以上、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）の頃には毎年200万人以上でしたが、2017年には94万人まで減少し、2040年には74万人程度になると見込まれています。

一方、2015年に3,387万人であった高齢者人口（65歳以上）は、団塊ジュニア世代が全て高齢者となる2042年に3,935万人（高齢化率36.1%）でピークを迎える見込まれています。

日本社会は少子高齢化が進み人口が減少しており、東浦町も例外ではありません。

国立社会保障・人口問題研究所※の人口推計によれば、東浦町では2040年までに総人口の約1割強が減少すると予想されます。

東浦町の世代別人口動向では、生産年齢人口（15～64歳）の減少数・減少割合が最も高く、次いで年少人口（0～14歳）が減少します。生産年齢人口や年少人口が減少し続けることから、今後20年間は、出生数が死亡数を上回る人口の自然増は起こらないと予想されます。

老年人口は引き続き人口数・人口に占める割合が増加し、2015年の国勢調査時点で超高齢社会（総人口における老年人口の割合が21%以上）を迎えています。この傾向は概ね20年間続くことが予想されています。医療・介護サービスの需要の増加に対し、サービスの提供者である生産年齢人口は減少することから、従来の医療機関・介護施設を中心としたサービスの提供方法を在宅医療・介護へとシフトする必要があります。2013年12月、2017年8月に実施した住民意識調査においても、将来のまちづくりにおける身近な不安に「高齢者の介護（する側もされる側も）」が最も高く、特に重要と思う施策に「高齢者への福祉施策」が最も高く、超高齢社会に対する不安と重要性が住民の皆さんにも高く認識されます。

○東浦町の年代別人口構成と2040年年代別人口構成推計値

	2015年国勢調査結果	2040年(推計値※)	増減(2015→2040)
	49,230人	43,916人	-5,314人
年少人口(0～14歳)	6,934人	5,175人	-1,759人
	14.1%	11.8%	-2.3%
生産年齢人口(15～64歳)	30,232人	23,552人	-6,680人
	61.4%	53.6%	-7.8%
老年人口(65歳～)	12,064人	15,189人	+3,125人
	24.5%	34.6%	+10.1%

※国立社会保障・人口問題研究所による推計値（2018年3月発表）

まちの活気を維持する取組が必要です

現在の東浦町は、人口 5 万人のまちとして、生活に必要な商業・医療・交通機関などの様々なサービスが提供され、サービスの提供の場としての施設が立地しています。しかしながら、人口が微増していた 2000 年代前半から 2010 年代前半にかけての農業・商業・工業の各統計からは町の経済規模が縮小しつつあることが明らかになり、今後は生産年齢人口の減少に伴い、町の経済規模がさらに縮小することが予想されます。大都市圏のベッドタウンとして発展してきた東浦町は、産業振興の伸びしろがあることから、町内での経済活動を活性化させる取組が必要です。

行政サービスの提供の場である公共施設についても、人口が急増した 1970～1980 年代に整備された施設が多く、すべての施設の維持管理・更新を適切に行うには多額の費用を要することが「東浦町公共施設更新計画（2016 年 3 月）」で明らかになりました。各施設のもつ機能はできる限り維持しながら総量を抑制させる必要があります。

また、各地域においても、伝承されてきた祭礼やコミュニティで企画されるイベント、地域の防災を担う消防団といった、地域の担い手の減少が懸念されることから、これまでまちづくりに関心が薄かった住民・事業者の皆さんへの意識啓発やまちづくり参画の機会を増やすなど、新たな担い手の創出による、まちづくりの主体のすそ野を拡大していき、東浦町全体が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があります。

空き家率 (出典：住宅・土地統計調査)	2003 年	7.6%	2013 年	8.5%
農家数 (出典：農林業センサス)	2005 年	677 戸	2015 年	519 戸
卸売・小売業商店数 (出典：商業統計調査)	2004 年	321 店	2014 年	244 店
工業事業所数 (出典：工業統計調査)	2004 年	157 事業所	2014 年	118 事業所
製造品出荷額 (出典：工業統計調査)	2004 年	1,803 億円	2014 年	1,631 億円

○東浦町の公共施設

建築年代	建築棟数 (棟)	建築棟数 (%)	延床面積 (%)
1955～1959	1	0.5	1.1
1960～1969	11	5.6	4.8
1970～1979	55	28.2	48.4
1980～1989	47	24.1	26.5
1990～1999	34	17.5	13.7
2000～2009	45	23.1	4.3
2010～	2	1.0	1.4

新たな課題も多くありますが、新たなチャンスも多くあります

2011 年度から第 5 次東浦町総合計画に基づきまちづくりを進めてきました。様々な取組の進捗により解決された課題もありますが、取り組んでいる最中の課題もあります。その課題の中には、2011 年度時点では想定していなかった課題もあります。

今後 20 年間を見据えたとき、有史以来、日本では初めての長期的な人口減少社会、超高齢社会を迎えます。人口減少や生産年齢人口の減少による経済活動・地域活動の縮小や、超高齢社会の進展による医療・介護の不足といった、現在想定している課題だけでなく、新たな課題が生じる可能性があります。

一方、新たなチャンスも考えられます。A I や I o T などの技術の進歩、情報技術の進歩とともに生まれたシェアリングの考え方の浸透、リニア中央新幹線の開業など、今後、国内外ともにあらゆる分野で変化していくことが考えられます。東浦町においても、その変化に対応し、チャンスとしてまちづくりに活かしていく必要があります。

【住民・団体・事業者の声】

- ・ 駅周辺開発が遅れている（まちづくりワークショップ）
- ・ 空き家が増加している（まちづくりワークショップ）
- ・ 世代間交流が少ない（まちづくりワークショップ・若者会議）
- ・ 農業の後継者が不足している（まちづくりワークショップ）

第 2 章 基本構想

1 東浦町のまちづくりの考え方

まちに住む人、まちで活動する人と一緒にまちづくりを考えます

人口増加が続いた高度経済成長期以降の利便性や物質的な豊かさを求めることを重視した価値観から、ワークライフバランスの言葉に象徴されるように、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる精神的な豊かさを求める価値観へと変わりつつあります。地域の中で、多様な生き方を選択し実現するには、一人ひとりの価値観が反映できる、「住民が主体となったまちづくり」が必要です。

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては自分で行う自助、一人ではできないまちづくりに対しては身近な家族や友人、隣近所の人とともに行う互助、身近な人同士ではできないまちづくりに対しては、地域や事業者とともに行う共助、共助では対応できないまちづくりに対しては、行政による公助という考え方にに基づき、まちに住む人、まちで活動する人と一緒にまちづくりを進めます。

あるものを活かしたまちづくりをします

東浦町には、入海貝塚が示すように 7,000 年前から人が生活を営んできたという、人に優しい、暮らしやすい気候、地勢、歴史があります。気候や地勢、歴史は新たに産み出せるものではなく、東浦町の持つ地域資源です。名古屋大都市圏に位置しながら緑に囲まれた居住環境をはじめ、今、目の前にある自分たちのまちの景観の価値に気づき、良好な景観を守り、活かしたまちづくりが必要です。

東浦町の各地域には、長年にわたり伝承されてきた祭礼や様々なイベントを催したり、課題に取り組むコミュニティがあります。また、東浦町は名古屋大都市圏に含まれる立地から、商業や交通・通信、教育・文化・娯楽、医療・福祉など、各種の都市機能が、町内または近隣市町にすべて揃っています。一つのまちで全ての都市機能を備えなくとも、隣接する市町で補完し合うことができるというメリットがあります。

製造業を中心とした雇用の場、豊かな緑に囲まれた住環境、そして、名古屋大都市圏と製造業の一大集積地である西三河地域との結節点にあるという地の利があります。

少子高齢社会、人口減少社会、ライフスタイルの多様化、単身世帯の増加など、社会環境の変化への対応には、「～がない」「～があれば」という発想ではなく、東浦町にあるものの強みを活かす「～がある」「～を活かす」という発想を持ちながらまちづくりを進めます。

【住民・団体・事業者の声】

- ・行政と地域との連携・情報共有が弱い（まちづくりワークショップ）
- ・行政はもっと住民に頼ってもよいのでは（まちづくりワークショップ）
- ・住民の力が活かせる機会がほしい（まちづくりワークショップ）
- ・なんでもかんでも行政頼みはコストがかかりすぎるし、住民の主体性も必要（団体ヒアリング）

2 将来の東浦町の姿

「住民の皆さん」「様々な活動をしているNPO・ボランティア団体の皆さん」「事業者の皆さん」「これからの社会を担う若い世代の皆さん」など、まちに住む人、まちで活動する人とともに将来の東浦町の姿を検討しました。

暮らしの安全安心を保障する防災・防犯に関する取組、暮らしの利便性・快適性をもたらす交通網の整備や緑豊かな住環境の整備といった取組など、暮らしの基本的な部分の取組は大切ですが、これらに加え今後は、人と人とのつながり、個人の成長、やりがいや生きがいを感じる能力発揮の場、自己実現の場があることが、人口減少社会の中でもまちの活力を底上げし、東浦町の発展に寄与する大切な要素となります。

まちづくりとはひとづくりであり、まちに住む人、まちで活動する人一人ひとりが、まちづくりをどれだけ「自分事」として参加するかがまちづくりの成否の要因となります。

人口が減少していく中でも、あらゆる分野においてまちの活力を保つための土台となるのは、人と人とのつながりであり、まちづくりを「自分事」として取り組む人材が豊富なまちほど、活力のある幸せなまちであると捉えています。

そのようなまちとなるべく、将来の東浦町の目指す姿を、

『つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦』

としました。

将来の東浦町というまちを、ともに「つくる」意識を持つこと、多くの人が活躍の場や機会を「つくる」ことで、東浦町にある資源が「つながり」新しい活力を生み、また、困った人へ手を差し伸べる「ささえあう」関係をつくり、「幸せ」と「絆」を実感できるまちを目指します。

将来像の中の「幸せと絆を実感できるまち」とは、多様な生き方・価値観を持つ人々の目指すところを、それぞれの「幸せ」に集約し、東浦町のまちづくりの象徴を「絆」としました。

まちに住む人、まちで活動する人、行政のそれぞれがともにつくり、つながり、ささえあい、まち全体の課題を「自分事」として、住民一人ひとりの課題も「みんな事」と考え行動し、安心して暮らせる環境を整え、幸せと絆を実感できるまちを目指します。

つくるまちへ

まちに住む人、まちで活動する人、行政それぞれがまちの構成員であり、みんなで話し合い、ともに考え、ともに将来の東浦町をつくる意識を共有し、また、若者や高齢者など、あらゆる方の活躍の場や機会づくりから、新たな挑戦ができるまちをつくれます。

つながるまちへ

もっとも身近な家族、近隣の人といった個人のつながり、個人のつながりを大きくした地域のつながり、地域と行政、地域と事業者などといった人と人のつながりに加え、東浦町にある様々な資源や行政区域を越えた東浦町と近隣市町のつながりから、東浦町の新たな魅力や新しい活力が生まれるまちをつくれます。

ささえあうまちへ

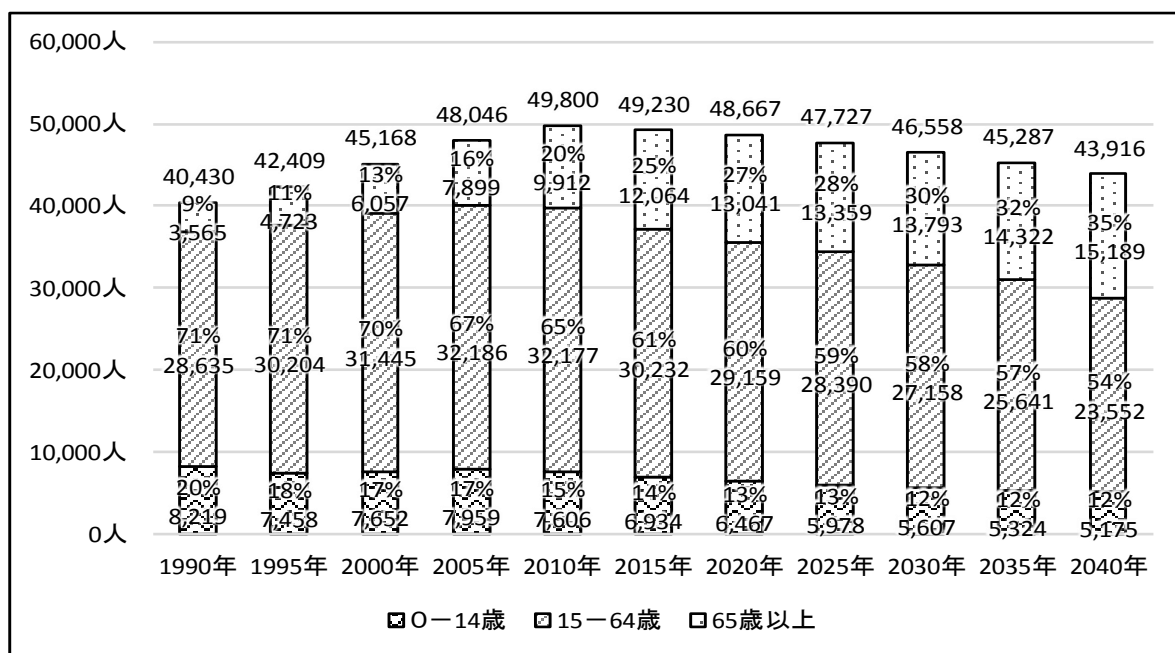
個人が個人をささえる、個人を地域がささえる、個人を行政がささえる、地域を行政がささえるなどといった、東浦町での日々の暮らしや教育、子育てなどのささえあいから、まち全体でささえあい安心して住み続けられるまちをつくれます。

3 将来の人口見通し

少し小さくなくても 幸せと絆を実感できるまち を目指します

2018 年 3 月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば 2038 年の東浦町の人口は約 44,000 人です。

東浦町では、結婚をして子どもを産み育てたいという人の希望が叶えられた場合の合計特殊出生率である「希望出生率 1.8」を目標とした少子化対策の推進と、東浦町の地域資源を最大限に活かした暮らしやすく幸せと絆を実感できるまちづくりを進め、定住性を高めるとともに、人口流入を促進することで、人口減少を緩やかにし、20 年後の将来人口を 45,000 人と想定します。



東浦町の年齢3区分人口推計

出典：

- ・ 1990～2010 年までは国政調査による確定値（年齢不詳は含まれていないため、総人口とは一致しません。）
- ・ 2015～2040 年は国立社会保障・人口問題研究所による推計値（2018 年 3 月発表）

4 将来の土地利用

持続可能なまちづくりの基盤をつくります

少子高齢社会や人口減少社会においても、まちづくりの原資となる経済活動の活性化を図り、将来も活気のある「持続可能なまちづくり」に取り組めます。

経済活動の活性化のための企業誘致に際しては、立地・周辺環境・交通網などから適地を選定し、効率的に開発を推進することにより、企業立地と定住促進を図り、職住近接によるまちの賑わいを創出します。

また、近隣市町への広域的な交通利便性を高めるため、ヒト・モノの行き交う都市計画道路の整備を進めます。

移動しやすく暮らしやすいコンパクトなまちにします

すでに本町では、国道 366 号沿線にコンパクトなまちが形成されています。今後も道路整備や町運行バス「う・ら・ら」の充実などを図り、ＪＲや名鉄の鉄道駅やバス停周辺を中心に、住む人や働く人が移動しやすく暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、これまでに整備された上・下水道や道路・橋梁、公共施設、民間の建築物などの都市施設を活用し、既存の市街地にある住環境の保全や商業施設の集積を図ります。

都市機能の整備は緑との調和を図ります

名古屋市大都市圏に位置しているものの、丘陵部を中心に豊かな緑が残されており、東浦町の魅力の一つとなっているため、豊かな緑に配慮した土地利用を行います。

また、東浦町に広がる農地は、農業生産の場としてだけではなく、自然生態系の保全、防災、景観形成などの多面的な役割を有する貴重な資源として保全していきます。

住宅地や産業立地のための開発にあたっては、東浦町における人々の生活や東浦町の風土により形成された景観や周辺環境との調和を図ります。

最適な公共施設を目指します

行政サービスの拠点となる公共施設については、更新、長寿命化、施設統合による多機能化などの様々な選択肢の中から、最適なあり方を検討します。

公共施設の整備手法については、施設の複合化や民間事業者などによる整備・維持管理なども含め最適な手法を検討し、行政サービスの適正な水準を維持できるよう公共施設の持つ機能は最大化することで最適な再配置・再整備を行います。

【住民・団体・事業者の声】

- ・主要アクセス道路の整備と企業誘致が必要（まちづくりワークショップ・団体ヒアリング）
- ・空き地・空き家の活用が必要（まちづくりワークショップ）
- ・市街地の道路整備が必要（まちづくりワークショップ）
- ・商工農住宅のバランスがとれたまちを目指したい（まちづくりワークショップ）

第3章 基本計画（総論）

1 人口推計から見た将来の課題

直近の 2015 年国勢調査による人口と、国立社会保障・人口問題研究所が推計した 2040 年の東浦町の推計人口の世代別の増減から導き出される課題については次のとおりです。

(1) 総人口

2015 年 49,230 人 → 2040 年 43,916 人 (−5,314 人)

○総人口の推計から導き出される課題

- ・ 既成市街地での空き家、所有者不明の土地、耕作放棄地などの増加
- ・ 経済活動の縮小
- ・ 人口減少に伴う地価下落による地方税の減少
- ・ 対象人口が減少することから統廃合が難しい上下水道などのインフラの更新費用の一人あたりの負担増大

(2) 年少人口（0～14 歳）

2015 年 6,934 人 → 2040 年 5,175 人 (−1,759 人)

○年少人口の推計から導き出される課題

- ・ 祭礼・イベントなどの地域活動の縮小

(3) 生産年齢人口（15～64 歳）

2015 年 30,232 人 → 2040 年 23,552 人 (−6,680 人)

○生産年齢人口の推計から導き出される課題

- ・ 町内立地企業の労働力不足
- ・ 経済規模の縮小に伴う町内立地企業の撤退や労働力不足による事業規模縮小、撤退
- ・ 祭礼、イベントなどの地域活動の縮小
- ・ 地方税の減少

(4) 老年人口のうち前期高齢者（65～74 歳）

2015 年

6,722 人

 → 2040 年

6,787 人

 （+65 人）

○老年人口（前期高齢者）の推計から導き出される課題

高齢者の一人暮らしや、高齢者のみで暮らす世帯の増加に伴う生活支援の必要な人の増加

(5) 老年人口のうち後期高齢者（75 歳以上）

2015 年

5,342 人

 → 2040 年

8,402 人

 （+3,060 人）

○老年人口（後期高齢者）の推計から導き出される課題

- ・ 高齢者の一人暮らしや、高齢者のみで暮らす世帯の増加に伴う生活支援の必要な人の増加
- ・ 医療・介護を担う人材の不足によるサービス供給の不足
- ・ 移動手段の確保が困難な高齢者の増加
- ・ 医療費を始め扶助費の大幅な増加

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

2 人口推計から見た将来の課題の解決に向けて

人口減少と高齢化の進展は、あらゆる分野にわたって将来を不確実なものとする要因となっています。

この課題解決に向けては将来の人口構成を見すえ、将来の目指す姿から逆算して、その目指す姿の実現の為に、これから取り組む課題を整理しました。

各分野での課題解決に向けた施策の考え方の基本となる重点項目は次のとおりです。

(1) まちの魅力創出による人口減少の抑制

人口減少、超高齢社会の進展の傾向は定着し、今後 20 年間は確実に続くものと予想されます。

限られた人口を自治体間で取り合うという発想ではなく、まちの魅力創出により住みたくなる住み続けたくなるまちづくりに取り組むことにより人口減少の進展を緩やかにします。

目指す将来の東浦町の姿にも描いたように、人と人とのつながり、個人の成長、やりがいや生きがいを感じる能力発揮の場、自己実現の場があるまちを実現することにより、東浦町に住む人、東浦町で活動する人が幸せと絆を実感できるまちの実現に取り組みます。

(2) 地域・事業者・行政の連携による超高齢社会への対応

超高齢化社会の到来により医療・介護サービスはますます需要が増えると予想されます。しかし、少子化、人口減少も同時に進む中、今あるサービスを充実させ続けること、新たな需要に対するサービスを提供することを、行政や既存の医療機関、介護施設で対応することは難しくなります。

コミュニティを中心とした住民の皆さんや医療機関、介護施設などの事業者の皆さん、地域福祉活動に取り組む団体の皆さんが、行政とともに考えることで、介護、医療といった高齢者の暮らしに欠かせないサービスの新たな提供方法をつくる必要があります。

コミュニティを中心に、一人ひとりがつながり、支え合う仕組みや場所をつくっていくまちづくりに取り組みます。

（３）あるものを活かした経済活動の活性化

東浦町は、名古屋大都市圏に位置し、日本有数の製造業の集積地である西三河地域にも接しています。この恵まれた立地を活かし、企業誘致による産業振興に努めます。

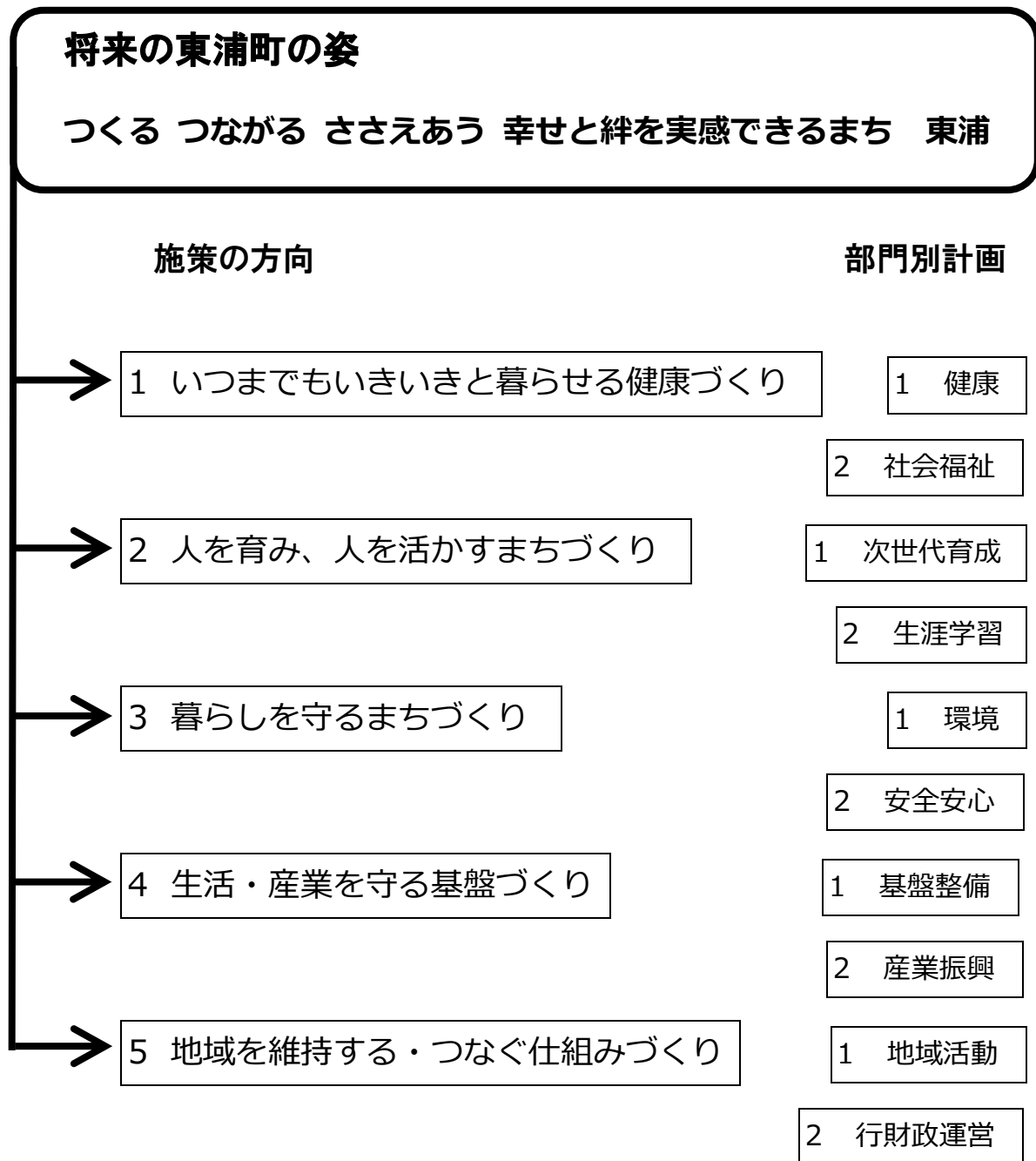
産業振興は経済活動を活性化させるとともに、新しい価値や技術を生み出すことにより、様々な課題への解決策を持たらす可能性を秘めています。

東浦町が大府市とともに進めているウェルネスバレー構想では、「超高齢社会」が抱える課題の解決に向けた先駆的な取組を推進し、産業振興も重点的に取り組む分野としています。健康・医療・介護などで新たな価値や技術を生み出すことにより、医療・介護の質の向上や担い手不足が懸念される介護の負担軽減を進め、質の高い効率的な新しい医療・介護のかたちが生み出されることが期待されます。

東浦町の主要産業となっている自動車関連産業においても、ＡＩ（人工知能）を活用した自動車の自動運転技術は、実用化されれば高齢者や障がい者の移動の利便性を高めてくれます。こうした先端技術の成果を課題解決に取り込む取組も積極的に進めます。

また、働く意思のある高齢者の就業を後押しするとともに、地域の課題解決につながるコミュニティビジネスの起業支援にも取り組みます。

3 施策体系図



4 施策の方向

いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり

誰もが心身ともに健康で自立して暮らせる取組を推進するとともに、子ども・障がい者(児)・高齢者を地域で見守り、支え合うことで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

子育て家庭や高齢者世帯が、孤立感や不安感を抱くことなく、必要な時に必要な情報や支援が受けられる環境づくりに取り組みます。

人を育み、人を活かすまちづくり

未来を担う子どもの育みにおいては、教育環境や教育の質の向上などを通じて子どもの成長を重視した取組を進めます。

住民の皆さんが自由に学ぶ機会を選択し、学ぶことができる場づくりを進めるとともに、学習成果を活かす場や活動の継続など、自主的な学習活動を支援します。

また、生涯を通じて文化やスポーツに親しめる環境の整備とともに、文化やスポーツ活動を通じた地域における世代間交流の場をつくります。

暮らしを守るまちづくり

地球温暖化防止や資源の有効活用などの環境問題に対し、住民、事業者、行政が一体となって取り組み、自然と調和したうるおいのある生活環境を保全します。

将来の発生が危惧される南海トラフ地震などの自然災害への備えや、防犯、交通安全、消防・救急の充実、通勤・通学に使用する生活道路の安全の確保などに取り組み、住民の皆さんが安心を得られるようなまちづくりを進めます。

生活・産業を守る基盤づくり

少子化・高齢化・人口減少といった社会環境の変化に対応するためには、その対応の原資となる経済活動の活性化が欠かせないことから、東浦町の恵まれた立地を活かした産業振興に取り組みます。

また、移動しやすく暮らしやすいコンパクトなまちづくりの推進により、徒歩で生活できるまちの実現に向けて取り組みます。

地域を維持する・つなぐ仕組みづくり

自分たちの暮らす地域の人々とつながり、地域の課題を協力して解決するなど、地域を維持する・つなぐ仕組みづくりに取り組みます。また、行政サービス提供の場であり、地域での活動の拠点ともなる公共施設のあり方については、住民の皆さんとともに検討し最適なあり方を目指します。

5 土地利用計画

(1) 土地利用の現況

立地を活かして各産業が発展してきました

東浦町は、J R 武豊線と国道 366 号に沿って、町の東側を南北に市街地が広がり発展してきました。

名古屋市の中心部から約 30km 圏内という通勤や通学に便利な立地から、J R 武豊線や名鉄河和線沿線では、公共・民間による大規模な住宅地が整備され、市街地が拡大しました。

また、町南部の衣浦湾沿岸での工業団地の開発に始まり、町中央部や町北部にも工業団地が形成されました。自動車関連産業を中心に、本町の産業を支える企業が立地しています。

農地も整備され、丘陵部を中心にブドウ栽培が盛んとなっています。住民の憩いの場としての大公園、住民が自然と触れ合う場としての自然環境学習の森が整備され、緑との調和も図りながらまちを形成してきました。

(2) 将来展望

まちの活気を高め、持続可能なまちづくりをすすめます

人口減少社会の中、生活に必要なまちの機能はコンパクトに集約しつつ、今後の土地利用計画を通じてまちの活気を高めていきます。経済活動や日常生活は東浦町の中だけで完結するものではありません。周辺市町とのアクセスの向上につながる、国や愛知県の計画などを踏まえ、町の土地利用を対応させていくことが重要です。

製造業の集積地である西三河と繋がる、東西のアクセスを強化する幹線道路の整備により、産業・経済活動の活性化を図ります。また、南北のアクセスを強化する幹線道路の整備により名古屋市への利便性を高めます。同時に東西・南北のネットワーク化により、町内の移動の利便性も高めます。

また、2027 年開通予定のリニア中央新幹線により名古屋大都市圏の優位性が高まると予想され、圏域への経済波及効果も期待が寄せられています。鉄道は町外、県外へのネットワークの根幹となることから、世代を問わず利用できる鉄道の利用促進と利便性の向上を働きかけます。

町の北部ではあいち健康の森とその周辺の地域を「ウェルネスバレー」として称し、健康づくり、健康、医療、福祉、介護分野など新産業分野の集積地を目指します。

また、各産業の発展とともに、住民の憩いの空間となる緑との調和を図りながら、暮らしやすいまちとしての住宅地形成を計画的に進めます。

人口減少に比例して経済活動が縮小しないよう、産業振興や経済活動の活性化に効果的な土地利用を行い、まちの活気を高める持続可能なまちづくりを進めます。

(3) 目的別土地利用

新市街地系、住宅系土地利用

利便性の高い住まいのあるまちに

既成市街地の大半が人口集中地区となっており、まとまった余白のない状態※です。新たな住民を受け入れるため、既成市街地に隣接する地域に計画的に住宅地を整備するとともに、幹線道路や生活道路の整備を推進します。また、日常生活に必要なまちの機能が住まいの身近なところに集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めていくとともに、緑や景観と調和した住みやすい住環境をつくります。

※2015年時点で、町域の16.4%の土地に人口の67.1%が居住しています

商業系土地利用

賑わいがあふれる便利なまちに

鉄道駅や周辺幹線道路を中心に商業集積を図り、町内に住んでいる人、町外から訪れた人が便利に楽しむことができる商業地を形成します。大型商業施設や既存の商店街のバランスも勘案しつつ、ニーズに応じた魅力あるまちづくりに努めます。

工業系土地利用

新たな企業を受け入れるまちに

名古屋市や中部国際空港に近い立地や将来想定される（仮称）西三河知多アクセス道路の整備などの利便性を活かし、新たな企業を誘致します。また、開発にあたっては周辺環境との調和を図り計画的に進めるとともに、近隣市町への広域的な交通利便性を高める都市計画道路の整備をすすめます。

新産業系土地利用

健康な生活ができるまちに

あいち健康の森とその周辺をウェルネスバレーと称し、この地区で健康長寿の一大拠点を目指すウェルネスバレー構想を引き続き進めていきます。この地区が健康や福祉などの拠点となるよう用地の整備を進め、新たな医療機関や健康長寿関連分野などの企業を誘致します。

農業系・樹林地土地利用

緑や景観と調和のとれたまちに

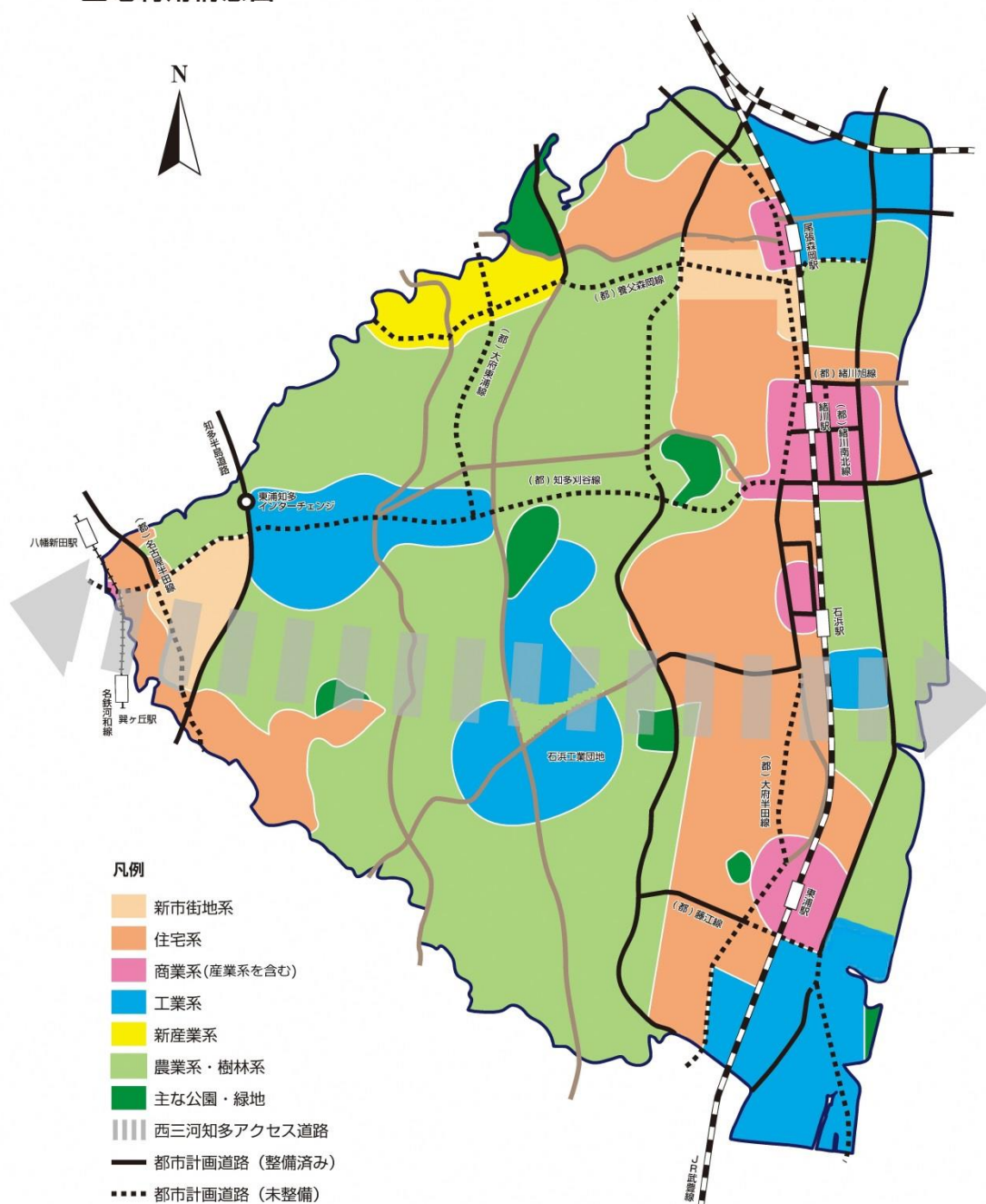
農地を集積、集約化し、農業の効率化を図り、農地の持つ景観や防災、環境保全などの多面的機能の維持、増進を図ります。

東浦町の魅力である緑豊かな環境を保全し、自然や景観と調和したまちづくりを進め、東浦町に住む人や町外から訪れた人が楽しむことのできるレクリエーション空間としても活用します。

6 土地利用構想図

20 年後の「つくる つながる ささえあう 幸せと絆を実感できるまち 東浦」の実現に向けて、必要な住宅地開発の促進地域や企業誘致の推進地域など、将来の土地利用を示しています。現時点では決定していない東浦町域を含む国、県の幹線道路整備、インフラ整備等の進捗を反映させたり、現時点では想定できない社会環境の変化などに対応するため、5 年ごとに見直します。

土地利用構想図



第4章 基本計画（各論）

1 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり

(1) 健康

- ・ 健康づくり

(2) 社会福祉

- ・ 地域福祉
- ・ 高齢者福祉
- ・ 障がい者（児）福祉
- ・ 児童・母子・父子福祉

健康づくり

目 標

～ 子どもから大人まで住民の健康意識を高めます ～

- ・子どもの頃から健康への意識を高め行動へつなげることができるよう、全年代に向けての事業展開を図ります。
- ・妊娠や子育ての不安、孤立感を抱かせないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○住民の中には、健康への意識が低い方が見受けられます。	⇒	●全ての年代を巻き込んだ取組が必要です。
2	○国、県と比較し、メタボ該当者率が高い状況です。	⇒	●将来の生活習慣病、認知症などを発症するリスクを抑えることが必要です。
3	○核家族化により妊娠期から子育て期に孤立する家庭が見受けられます。	⇒	●孤立した家庭に対し、正しい育児の仕方や情報の提供を行い、気軽に相談できる場を提供する必要があります。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

健康づくり活動の推進

○住民一人ひとりが健康意識を高め、自主的な活動につながるよう後押しします。

＜実施内容＞

- ・マイレージ事業で健康づくりを推進します。
- ・運動や食に関する情報を広く提供します。
- ・企業が行う健康に関する取組と連携した健康づくりを行います。
- ・食生活や睡眠不足など生活習慣の改善を広く促します。

取組2

病気の予防・早期発見・重症化予防の推進

○生活習慣の改善と、疾病の予防・早期発見・重症化予防のための取組を行うことにより、健康寿命の延伸につなげます。

＜実施内容＞

- ・フレイルチェックを行い、自立した生活が送れるよう、適切に支援します。
- ・予防接種の機会を安定的に確保し、感染症を予防します。
- ・健康で安心して暮らせるために、医療機関との連携を一層強化します。

取組3

母子保健の充実

○母と子の健康を守るための支援、情報を提供することで、不安を解消します。

＜実施内容＞

- ・子育て家庭が必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- ・不安感を解消したり、相談できる体制を充実します。
- ・不妊治療に対しての支援をします。

■ 取組の成果指標

指標	現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1) 特定保健指導終了率	62.3%	61.0%	↗
(2) メタボ該当率	19.8%	18.5%	↘
(3) 特定健診受診率	58.4%	62.0%	↗

※現状値（2017）の数値は、国へ報告前であり、正式な数値が出せないため、概算となります。正式な数値は9月頃になります。

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○多くの住民に健康意識を高めて頂くため、参加しやすい健康づくり活動の取組を進めます。
住民の役割
<住民> ・地域での健康づくり活動へ積極的に参加します。 ・定期的な健康診査やがん検診の受診に努めます。 ・健康的な生活習慣の維持に努めます。
事業者の役割
・町と連携し、健康づくりや介護予防事業の推進に努めます。 ・健康に関する自主的な地域貢献活動に努めます。
行政の役割
・地域の情報集約と住民への情報発信を行います。 ・自主活動への積極的な支援を行います。

関連計画	東浦町いきいき健康プラン 21、東浦町子ども・子育て支援事業計画、東浦町地域福祉計画、東浦町障がい者いきいきライフプラン、東浦町高齢者福祉計画、知多北部広域連合介護保険事業計画、東浦町国民健康保険データヘルス計画	
関連施策	地域福祉、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童・母子・父子福祉、子ども支援、スポーツ振興、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	メタボ（メタボリックシンドローム）	内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧のいずれか2つ以上を合わせもった状態にあること。
	特定健診（特定健康診査）	保険者が行う、糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査のこと。年1回、40歳以上75歳未満の方を対象に、腹囲測定や血圧・血統・脂質・尿検査・肝機能検査といった基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診を行う。
	特定保健指導	特定健診の結果から、健康の保持に努める必要がある方に対して行う保健指導のこと。メタボに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防することを目的に実施される。
	介護予防	介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活が送られるようにする仕組み。

地域福祉

目 標

～ みんなが笑顔で支え合う地域をつくります ～

- ・ひとりの課題はみんなの課題として捉えられるよう、住民の意識改革と地域づくりを進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○少子高齢化により、家族による要支援者への生活支援が困難になっています。	⇒	●行政だけでなく、住民や関係機関と協力し、要支援者を支えていく地域福祉活動の促進が必要です。
2	○地域関係のつながりが希薄となり、地域内で、住民の孤立が起きています。	⇒	●住民がつながり、みんなが安心して暮らせる地域づくりのため、住民同士や各種団体の協力が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1

地域福祉活動の促進

○住民、社会福祉協議会などの地域福祉に携わる各種団体と協力連携し、地域福祉活動を推進します。

<実施内容>

- ・地域福祉活動を支援します。
- ・地域福祉活動の協力連携体制を強化します。

取組2

地域福祉推進体制の充実

○住民が互いに協力連携できる体制を整え、地域の中で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

<実施内容>

- ・住民との協働体制を充実します。
- ・地域の見守り体制を強化します。
- ・地域福祉活動を担う人材を育成します。
- ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備します。

取組の成果指標

指標	現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1) ボランティア等登録団体数	80 団体	78 団体	↑
(2) 居場所の拠点数	20 箇所	29 箇所	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○地域のさまざまな組織などとのネットワークを活用し、住民や団体との協働を通じて、地域福祉活動を促進・推進します。
住民の役割
<住民> ・地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加します。 <団体（地域団体・NPO）> ・地域のニーズに沿った活動に努めます。
事業者の役割
・地域のニーズに沿った事業に努めます。
行政の役割
・地域福祉活動への支援を推進します。 ・社会資源のネットワークを構築します。

関連計画	東浦町地域福祉計画	
関連施策	健康づくり、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童・母子・父子福祉、防災、地域活動	
用語解説	社会福祉協議会	営利を目的としない社会福祉活動を推進する民間組織。
	NPO法人	営利を目的としない社会的活動を行う民間団体。
	地域福祉活動団体	地域福祉の推進を図ることを目的として活動する団体。
	社会資源	ニーズを充足するために用いられる制度、機関、人材、資金、技術、知識などの総称。
	地域共生社会	高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会。

高齢者福祉

目 標

～ 高齢者がいきいきと活躍し、 安心して暮らせるまちをつくります ～

- ・高齢者が自ら介護予防に取り組み、元気な高齢者が地域で活躍できるまちをつくります。
- ・住民が地域活動の担い手となり、地域ぐるみで高齢者を支え合える仕組みづくりを進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○高齢化により、買い物などの生活支援を必要とする人が増加しています。	⇒	●地域全体で担う体制づくりが必要です。
2	○高齢者の生きがいにつながる老人クラブやシルバー人材センターの会員が減少しています。	⇒	●高齢者の生きがいにつながる組織や活動が必要です。
3	○家族のみによる高齢者への支援が難しくなっています。	⇒	●地域や事業者、元気な高齢者などで高齢者世帯を見守る体制が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

生活支援体制の充実

○要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、医療・介護・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

<実施内容>

- ・生活支援体制、認知症支援体制を整備します。
- ・ICTを活用した在宅医療介護の連携体制を充実します。
- ・ニーズに合った高齢者福祉サービスを提供します。

取組2

生きがいきつくりと社会参加の促進

○高齢者自身が主体的に社会参加することで、自己実現できる地域社会を目指します。

<実施内容>

- ・地域の方との交流や地域福祉の担い手となる老人クラブ活動を支援します。
- ・働く意欲のある高齢者の社会参加を促し、シルバー人材センターが行う会員募集や新たな就業先の開拓のための活動を支援します。
- ・老人クラブやシルバー人材センターなどの生きがい活動を通じて、元気な高齢者が地域の高齢者を支える仕組みを支援します。

取組3

介護に対する取組の充実

○高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営める体制づくりを推進します。

<実施内容>

- ・介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体のサービスの担い手の育成や地域の実情に合わせたサービスの構築に努めます。
- ・高齢者相談支援センターでは、高齢者の自立支援を目指したサービス計画を策定し、地域で自立した生活が営むことができるよう支援します。
- ・民生委員やケアマネジャーと連携し、安否確認や健康状態などの確認を行い、地域で孤立することなく高齢者が安心した生活を送れるように努めます。

取組の成果指標

指標	現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1) 認知症サポーター養成講座受講者 延べ人数	5,433 人	12,137 人	↑
(2) 「老人憩の家」の利用者延べ人数	36,688 人	38,945 人	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○多世代による地域の支えあいの仕組みを構築するために、地域活動に参加できる環境づくりをします。
住民の役割
<住民> ・生きがいづくりや社会参加に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・地域全体で支え合おう活動へ参加に努めます
事業者の役割
・地域貢献も含めたニーズに即した活動やサービスを提供に努めます。
行政の役割
・団体や事業者と連携した適切なサービスを提供します。 ・地域包括ケアシステムを推進します。

関連計画	東浦町高齢者福祉計画、東浦町地域福祉計画、知多北部広域連合介護保険事業計画、東浦町いきいき健康プラン 21	
関連施策	健康づくり、地域福祉、障がい者（児）福祉、スポーツ振興、地域活動	
用語解説	ふれあいサロン	住民主体で実施し、地域で住民が気軽に集い、交流できる場所。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供する仕組み。
	高齢者相談支援センター	保健師、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士の専門職が、総合相談・支援などの業務を行う地域包括支援センター。
	生きがい活動	敬老事業やふれあいサロンへの支援など、高齢者が地域社会の中で役割をもって、いきいきと生活できるような活動。

障がい者（児）福祉

目 標

～ 障がい者が自立し、 地域で共に暮らせるまちをつくります ～

- ・障がいのある人となない人が「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○社会との接点がなく、家に閉じこもっている障がい者が多くなっています。	⇒	●障がい者の社会参加を進める仕組みが必要です。
2	○障がい者の方々が希望するサービスを受けられない場合があります。	⇒	●障がい者のニーズに応じて、適切なサービスを提供する体制が必要です。
3	○精神障がい者などが、地域に戻るための受け皿がありません。	⇒	●地域生活へスムーズに移行できる仕組みが必要です。
4	○障がい者への医療費負担が増加しています。	⇒	●障がい者への医療費の助成と適正な受診が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

社会参加の促進

○就労支援を促進することで、障がい者が社会の一員として活発に活動できるよう努めます。

<実施内容>

- ・利用しやすい地域活動支援センターの環境づくりを推進します。
- ・関係機関と連携して、障がい者の就労支援への理解と協力の働きかけを促進します。

取組2

障がい者支援のサービス提供体制の充実

○障がい者のニーズに沿ったサービスが提供されるように、事業者などの理解・協力を得ながらサービスの充実に努めます。

<実施内容>

- ・研修などによる人材育成や関係者を介しての人材の確保を進めます。
- ・広域での体制整備を視野に入れながら、利用者のニーズに合ったサービスが受けられるよう柔軟に対応します。
- ・本人の希望や障がいの程度区分に応じたサービスの提供に取り組みます。

取組3

地域生活支援の充実

○地域で自立した生活を送るため、日常生活に必要な支援体制の構築を目指します。

<実施内容>

- ・地域生活へスムーズに移行できるように、障がい者自立支援協議会を、協議の場として活用します。
- ・居住支援機能と地域支援機能が一体的となった地域生活支援拠点などの整備を支援します。
- ・障がい者への理解を深めるための広報・啓発活動、イベントなどを開催します。

取組4

障がい者の健康保持

○障がい者が安心して健康的で充実した暮らしを営める社会を目指します。

<実施内容>

- ・障がい者福祉医療助成事業などにより、医療費の自己負担の軽減を図ります。
- ・障がい者へ適正な受診についての周知を図ります。

取組の成果指標

指標	現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1) グループホーム利用者数	39 人	54 人	↑
(2) 就労支援系サービス利用日数	22,422 日	20,600 日	↑
(3) 施設入所者の地域生活への移行者数	1 人	3 人	↑
(4) 「地域活動支援センター事業」の実利用者数	11 人	12 人	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○障がいのある人となない人との日常的なふれあいや、障がい者も参加する地域イベントの開催などを通じて、地域の中での交流を進めます。
住民の役割
<住民> ・障がい者などへ生活に対する支援を地域全体で行います。 ・適正な医療受診に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・障がい者などの居場所などを提供に努めます。
事業者の役割
・必要なサービスの提供や人材育成に努めます。 ・障がい者の就業や生活支援センターと連携した取組に努めます。
行政の役割
・地域移行支援など、地域生活をスムーズに行えるような支援を行います。 ・様々な障がい者などに対応した環境を整備します。

関連計画	東浦町障がい者いきいきライフプラン、東浦町地域福祉計画、東浦町高齢者福祉計画	
関連施策	健康づくり、地域福祉、高齢者福祉、児童・母子・父子福祉、地域活動	
用語解説	グループホーム	少人数の利用者がスタッフの援助を受けながら、地域の中で共同生活を送る住宅。
	地域活動支援センター	障がい者などに創作的活動や運動などの機会を通じて、社会との交流を促進し、自立した生活

		を支援する施設。
	地域生活支援拠点	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。
	障がい者自立支援協議会	障がい者の生活を支えるため、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議を行うための会議。

児童・母子・父子福祉

目 標

～ 子どもの立場が大切にされる地域をつくります ～

- ・子どもが地域で健やかに育つ環境づくりを進めます。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○生活の中で子どもの居場所が少なくなっています。	⇒	●家庭に加え、地域での居場所が必要です。
2	○家庭内の問題など複雑な原因が多様に絡み合い、子どもの貧困や児童虐待が発生しています。	⇒	●住民が連携して子育てを見守る体制と、相談できる場や情報の共有・提供できる場づくりが必要です。
3	○ひとり親家庭の就労と子育ての両立が困難な家庭が多くなっています。	⇒	●就労支援や子育て支援の充実など、総合的な支援体制の構築が必要です。
4	○子どもやひとり親家庭への医療費負担が増加しています。	⇒	●子どもやひとり親家庭への医療費の助成と適正な受診が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組 1

子どもへの支援の充実

○子どもを温かく見守り豊かに育むために、地域での環境づくりを進めます。

＜実施内容＞

- ・地域や関係機関と連携し、子どもや保護者の悩み相談を行います。
- ・基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供など、子どもの居場所づくりを進めます。

取組 2

児童虐待の防止

○妊娠や子育ての不安、孤立などに対応し、児童虐待の予防と早期解決を目指します。

＜実施内容＞

- ・児童などに対する必要な支援を行うための拠点を整備します。
- ・子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関、民生委員・児童委員、住民などと連携し、地域で子どもを見守ります。

取組 3

就業支援・子育て支援の充実

○ひとり親家庭の生活の安定と子育ての両立を目指し、経済的支援を含めた総合的な支援を進めます。

＜実施内容＞

- ・愛知県知多福祉相談センター、公共職業安定所などと連携し、生活安定や就業相談などを総合的にを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。
- ・就職に有利な資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の就労支援・能力開発を行います。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成を支援します。
- ・子育てに関する講習会や交流会を開催するなど、ひとり親家庭が孤立せず自立した生活が送れるよう支援します。

取組 4

子どもの健康保持

○安心して医療が受けられるようにして、子どもの健康を守ります。

＜実施内容＞

- ・子育て世帯へ医療費適正化についての周知を図ります。
- ・子ども医療・母子家庭医療等医療助成事業の実施により、医療費の自己負担の軽減を図ります。

■ 取組の成果指標

指標	現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20 年後の方向性 (2038)
(1) 1 年以上継続してひとり親手当を受給している未就労者数	45 人	20 人	↓
(2) 児童虐待件数	10 件	0 件	↓

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○ワンストップで相談に応じることができる体制の整備や他の支援機関との連携により、総合的・包括的な支援を進めます。
住民の役割
<住民> ・地域全体で子どもを見守ります。 ・児童虐待発見時には行政への通報を行います。 ・適正な医療受診に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・子どもの居場所を設置します。 ・児童虐待発見時には行政への通報を行います。
事業者の役割
・児童虐待発見時には行政への通報を行います。 ・多業種による支援の連携に努めます。
行政の役割
・支援策の調整や住民・団体・事業者との協働を推進します。 ・児童虐待の予防などに関する啓発を行います。

関連計画	東浦町子ども・子育て支援事業計画	
関連施策	健康づくり、地域福祉、子ども支援、学校教育、地域活動	
用語解説	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プラン策定や保健医療機関などとの連絡調整を行うワンストップ拠点。（妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供する。）
	要保護児童対策地域協議会	子どもの保護や家庭支援の情報を交換し、支援内容を協議する団体。
	愛知県知多福祉相談センター	福祉事務所、児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所を統合した機関。
	公共職業安定所	職業紹介、職業指導、雇用保険の事務処理などの業務を無料で行う国の行政機関。（厚生労働大臣が管轄する。職安、職業安定所、ハローワークとも呼ばれる。）

2 人を育み、人を活かすまちづくり

(1) 次世代育成

- ・ 子ども支援
- ・ 学校教育

(2) 生涯学習

- ・ 生涯学習
- ・ スポーツ振興
- ・ 文化振興

子ども支援

目 標

～ 地域の関係機関と連携して子どもを育みます ～

- ・ 親からの目線や子どもからの目線、専門的な知見のそれぞれの視点を活かし、低年齢児からの切れ目のない子ども支援を進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○保育を必要とする0歳児から2歳児が増加しています。	⇒	●0歳児から2歳児の保育を受け入れる対策が必要です。
2	○子どもと地域とのつながりが希薄化しています。	⇒	●地域での子育てを支える環境や子育てを支援することが必要です。
3	○施設や設備の老朽化が進んでいます。	⇒	●施設や設備の改修、更新による保育環境の改善が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1
保育環境の充実
○就労形態の変化に対応した保育環境を整えます。
＜実施内容＞
・家庭環境に合わせた保育サービスを実施します。 ・0歳児から2歳児の多様な児童の受け入れ体制を整えます。

取組2
子育てを支える環境の充実
○子どもが地域でいきいきと育つ環境を整えます。
＜実施内容＞
・子育て世代包括支援センターを核とした相談体制を強化します。 ・地域ぐるみでの子育て支援体制を強化します。 ・地域での子育てに関する情報を発信します。 ・住民同士で子どもへの援助活動を進めます。 ・子育てボランティアの育成やNPO、子育てサークルなどの活動を支援します。

取組3
保育環境の確保
○計画的な改修、更新により、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保します。
＜実施内容＞
・老朽化が進む保育園の計画的な施設改修や設備の更新を行います。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	ファミリーサポートセンター会員数	309人	330人	↗
(2)	ファミリーサポートセンター利用者数	599人	590人	→
(3)	利用者支援専門員の配置数	0人	5人	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○行政と地域で課題を共有する子育てネットワークを構築し、ニーズに即した支援に取り組みます。
住民の役割
<住民> ・子育て支援や子どもの健全な育成への協力に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・行政を含めた他団体との協働に努めます。 ・子どもの居場所を設置します。
事業者の役割
・子どもの健全な育成への協力支援に努めます。 ・子どもの居場所づくりへの支援に努めます。
行政の役割
・子どもが安全に過ごすことのできる環境を提供します。 ・児童相談所など関係機関との連携を推進します。

関連計画	東浦町子ども・子育て支援事業計画、東浦町地域福祉計画	
関連施策	健康づくり、児童・母子・父子福祉、学校教育、生涯学習、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	ファミリーサポートセンター	子育ての応援をしてほしい人と応援をしたい人が会員となり、お互いに助け合いをする会員組織。
	子育て世代包括支援センター	利用者のニーズに合わせて、子育てコーディネーターが関係サービスの提供・調整を行い、妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応するワンストップ相談窓口。
	利用者支援専門員	子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業などを円滑に利用できるよう支援を行い、必要な研修を受講した従事者。

学校教育

目 標

～ 生きる力を育む、特色ある学校づくりを目指します ～

- ・家庭、地域、学校が連携し、豊かな未来をひらく子どもが育つ、特色ある学校づくりを進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○児童生徒の学力や体力、心の教育の充実に努めています。	⇒	●次世代を担う人材を育成する学校教育が必要です。
2	○不登校などの児童生徒がいます。	⇒	●全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるようにする必要があります。
3	○特別に支援を必要とする児童生徒がいます。	⇒	●特別に支援を必要とする児童生徒が充実した学校生活を送ることができるようにする必要があります。
4	○特別な体験活動の機会を設け、各学校独自の取組が行われてきています。	⇒	●地域の実情を踏まえた学校づくりを進める必要があります。
5	○学校給食に求められるニーズが変化してきています。	⇒	●ニーズにきめ細かく対応できる安全で安心な学校給食の提供が必要です。
6	○施設や設備の老朽化が進んでいます。	⇒	●施設や設備の改修、更新による教育環境の改善が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

学校教育の充実

○確かな学力や健やかな心と体を育み、豊かな未来をひらく人材を育成します。

＜実施内容＞

- ・一人ひとりの個性を大切にし、個に応じた教育を推進します。
- ・多様な学習機会を充実させ、健やかな心や体を育む教育を充実します。
- ・児童生徒の学力の向上のため、学習支援コーディネーターを配置し、学生ボランティアなどと連携することで、多様な教育活動を推進します。

取組2

いじめ・不登校対策の実施

○いじめ・不登校の早期発見・早期解決により、児童生徒が、充実した学校生活を送られるようにします。

＜実施内容＞

- ・児童生徒、保護者の悩みの相談窓口としてこどもと親の相談員を配置します。
- ・保護者、こどもと親の相談員と教職員との情報共有を図ります。
- ・心の健康相談員とスクールソーシャルワーカーや教職員との連携を図ります。
- ・不登校の児童生徒に対してふれあい教室で学習指導などを行います。

取組3

学校生活の支援

○特別な支援を必要とする児童生徒が、充実した学校生活を送られるようにします。

＜実施内容＞

- ・学校生活支援員を配置します。
- ・通級指導教員の増員を要望し、個別に適切な指導に努めます。
- ・要保護、準要保護児童生徒への就学援助を行います。

取組4

特色のある学校づくり

○地域の実情を踏まえ、家庭、地域、学校が連携し、各校の地域性を活かしながら、まちの未来づくりにつながる特色ある学校づくりを進めます。

＜実施内容＞

- ・緒川小学校などのオープンスクール教室をはじめ、各学校が児童生徒の個性を伸ばす学習などにオープンスペースを利用して、特色のある学校づくりを進めます。
- ・家庭、地域、学校が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。
- ・児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、各学校の地域性を活かした体験活動などを実施します。

取組5

学校給食の充実

○児童生徒にきめ細かく対応できる安全な学校給食を提供します。

＜実施内容＞

- ・食物アレルギーを持つ児童生徒に対応できる学校給食の提供に努めます。
- ・まちで生産される食材を身近に感じ、食の体験を通じて食育の促進を図ります。
- ・給食だよりを通じ、保護者へ食育の理解の向上を図ります。

取組6

教育施設の整備

○子どもたちが安全な場所と感じることができると教育環境の確保に向けた計画的な改修、更新を推進します。

＜実施内容＞

- ・小学校プールの民間施設、人材の活用について検討します。
- ・通学区域の見直しを検討します。
- ・予防保全など長期的な視点を持った改修、更新のための計画を策定します。
- ・老朽化が進む学校施設の計画的な施設改修や設備の更新を行います。
- ・学校の統廃合などによる規模の適正化については、地域との情報共有を密に行いながら計画を策定します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	不登校児童生徒の割合	1.36%	1.90%	↓
(2)	支援を必要とする児童生徒に対する 支援員の配置率	42.2%	50.0%	↑
(3)	学校給食の地産地消率	43.0%	50.0%	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○家庭、地域、学校の積極的な連携を促進し、地域社会全体で児童生徒を育てる教育環境づくりを進めます。
住民の役割
<住民> ・地域全体で児童生徒を見守ります。 ・家庭、地域、学校が連携し、まちの未来づくりにつながる学校づくりを行います。 <団体（地域団体・NPO）> ・学校ボランティア活動への積極的な参加に努めます。
事業者の役割
・児童生徒の見守り活動を支援します。 ・家庭、地域、学校が連携し、まちの未来づくりにつながる学校づくりを行います。
行政の役割
・教育環境を整備します。 ・家庭、地域、学校との連携を推進します。

関連計画	東浦町の教育大綱	
関連施策	児童・母子・父子福祉、子ども支援、生涯学習、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒への学用品代や給食費などの援助。
	要保護・準要保護	生活保護を受けている者を要保護者と言い、それに準じたレベルで生活が困窮している者を準要保護者と言う。
	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や経験を用いて問題を抱える児童生徒への支援を行う福祉の専門家。
	通級指導教員	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して、通級指導教室で障害に応じた特別の指導を行う教職員。
	地産地消	その土地（地域）で作られた農産物・水産物をその土地（地域）で消費すること。

生涯学習

目 標

～住民が生涯にわたって学習できる環境を整えます～

- ・誰もが生涯にわたって自由に学ぶことができる環境づくりを推進します。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○高齢者の増加やライフスタイルの変化などの社会の変化に応じ様々な住民のニーズが増加しています。	⇒	●ニーズを把握し、住民が興味を持つような企画の立案や情報発信が必要です。
2	○図書館来館者数、貸出点数が減少傾向にあります。	⇒	●特色のある図書館運営が必要です。
3	○青少年と地域の関わりが薄くなっています。	⇒	●地域と行政が連携した健全育成の取組が必要です。
4	○施設や設備の老朽化が進んでいます。	⇒	●施設や設備の改修、更新による社会教育環境の改善が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

生涯学習機会の充実

○様々な住民のニーズに対応し、多くの住民へ生涯学習の機会をつくります。

＜実施内容＞

- ・講座終了後のアンケート調査を行い、今後増える様々な住民のニーズを把握します。
- ・生涯学習あんな情報誌、ホームページやSNSなどを活用し、講座、教室、サークルの情報発信を行います。
- ・高齢者や女性の活躍につながる、幅広い分野や専門性の高い内容の講座を開催します。
- ・住民自身が企画や立案、運営を行うマイプロデュース講座などを支援します。

取組2

図書館機能・サービスの充実

○住民の知の拠点として魅力ある図書館運営を目指します。

＜実施内容＞

- ・電子書籍などICTの活用、拡充により、図書館利用の多様化を図ります。
- ・SNSを活用し、新刊案内やイベントなどの情報発信を行います。
- ・子どもから高齢者までみんなの居場所としての機能を拡大します。
- ・住民と共に各種イベントなどの企画や運営を行います。
- ・イベントや郷土資料を活用した展示などを開催します。

取組3

青少年育成の環境づくり

○家庭、地域、行政が一体となって青少年の健全育成活動を進めます。

＜実施内容＞

- ・各種イベントなどの企画・運営など、青少年が地域活動に参加する機会をつくります。
- ・地域、行政などが連携した様々な体験活動を実施し、地域の活動の担い手を育成します。

取組4

社会教育施設の整備

○住民が学習しやすい環境の確保に向けた計画的な改修、更新を推進します。

＜実施内容＞

- ・予防保全など長期的な視点を持った改修、更新のための計画を策定します。
- ・老朽化が進む社会教育施設の計画的な施設改修や設備の更新を行います。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	新規教室・講座参加者率	60.7%	75.0%	↑
(2)	中央図書館の来館者数	157,651人	160,000人	→

誰が何をするのか

協働の進め方

○住民が趣味や学習、生きがいつくりの場として親しむことのできる環境づくりに努めます。

住民の役割

- ・イベントや行事への積極的な参加や協力に努めます。
- ・青少年の健全な成長を見守ります。

事業者の役割

- ・青少年の活動の場の提供に努めます。

行政の役割

- ・住民ニーズに応じた生涯学習機会の場を提供します。
- ・誰もが図書に触れる機会を得られるよう、積極的に情報を発信します。
- ・青少年育成のための環境を整備します。

関連計画	東浦町の教育大綱、東浦町子ども・子育て支援事業計画	
関連施策	子ども支援、学校教育、スポーツ振興、文化振興、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	マイプロデュース講座	得意なことを活かすため、教えたい人が自ら企画、運営する講座。
	社会教育施設	家庭や学校以外で、児童から高齢者に至るまですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味などに興じ、楽しむ機会を提供する生涯学習のための施設。
	青少年	0歳から39歳までの者。
	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）

スポーツ振興

目 標

～ 住民が生涯にわたってスポーツに 親しむことができる環境を整えます ～

- ・住民それぞれの目的やライフステージに応じて、いつでも気楽にスポーツに親しめるような機会を創出し地域の交流を広げ、住民ネットワークづくり、スポーツ環境の充実を図ります。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○子どもたちの体力低下や体を動かす機会の減少が問題となっています。	⇒	●子どもたちの運動をする機会や環境整備が必要です。
2	○高齢者の運動による健康増進への意識が低い傾向にあります。	⇒	●高齢者の運動による健康増進に対する意識醸成が必要です。
3	○町体育協会の会員数が減少しています。	⇒	●スポーツ団体・クラブなどの育成と活性化が必要です。
4	○施設や設備の老朽化が進んでいます。	⇒	●施設や設備の改修、更新によるスポーツ環境の改善が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

子どもたちの体力向上

○子どもたちの運動をする機会の創出と環境を整えます。

＜実施内容＞

- ・教室やイベントなどを開催し、子どもたちが気軽に運動に取り組める機会をつくりま
す。
- ・スポーツ活動を支える指導者の確保や資質向上に取り組めます。
- ・スポーツ選手との交流などにより競技スポーツへのきっかけづくりをします。

取組2

高齢者の運動による健康への意識醸成

○高齢者の運動による健康増進の機会をつくり、介護予防へつなげます。

＜実施内容＞

- ・転倒リスクテストを実施し、体力年齢にあった運動プログラムを提供します。
- ・高齢者向けの教室を開催し、運動する機会をつくりま

取組3

スポーツ活動団体の育成

○組織力の強化のため、スポーツ活動団体への活動を支援します。

＜実施内容＞

- ・体育協会、総合型スポーツクラブへの活動を支援します。
- ・学校体育施設などを開放し、自発的なスポーツ活動を促進します。
- ・スポーツ情報の提供を充実します。

取組4

スポーツ施設の整備

○住民の満足できるスポーツ環境の確保に向けた計画的な改修、更新を推進します。

＜実施内容＞

- ・老朽化が進むスポーツ施設の計画的な施設改修や設備の更新を行います。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	小学 5 年生の体力テストにおける総合評価（5段階評価）AとBの割合	男：46.9% 女：50.5%	男：50.0% 女：53.0%	↑
(2)	高齢者への体力テストの実施人数	232 人	335 人	↑
(3)	町体育協会の競技団体登録者数	2,837 人	2,960 人	↑
(4)	学校開放登録者数	85,935 人	86,000 人	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方

○多世代の方が楽しむことができる教室やイベントなどを通して、住民の交流を促進します。町主催の事業だけでなく、住民が支える側として参加できる機会をつくります。

住民の役割

<住民>

- ・教室やイベントへの積極的な参加に努めます。
- ・スポーツ活動団体への積極的な加入に努めます。
- ・スポーツを通じた交流やコミュニティづくりに努めます。

<団体（地域団体・NPO）>

- ・教室やイベントへの積極的な参加に努めます。

事業者の役割

- ・イベントや大会開催などへの協力に努めます。
- ・教室やイベントの開催に努めます。

行政の役割

- ・教室やイベントを開催します。
- ・スポーツ指導者を育成します。
- ・住民主体のニュースポーツの普及や振興を行います。

関連計画	東浦町の教育大綱、東浦町生涯スポーツ振興計画	
関連施策	健康づくり、高齢者福祉、生涯学習、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	ニュースポーツ	誰でも気軽にすぐに楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされた勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼としたスポーツの総称。
	総合型スポーツクラブ	子供から高齢者まで多世代に渡り、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

文化振興

目 標

～ 郷土の歴史と文化の魅力が 感じられるまちを目指します ～

- ・郷土の魅力を再認識し、自分たちが住むまちに愛着をもってもらえるような取組を進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○歴史に対する関心が低い傾向にあります。	⇒	●歴史に関する情報発信が必要です。
2	○地域の伝統文化の担い手が少なくなっています。		●伝統文化の担い手の確保・育成や地域全体で支える仕組みが必要です。
3	○文化協会の会員の高齢化が進んでおり、会員数が減少傾向にあります。	⇒	●文化・芸術活動を担う若者の参加の促進と文化活動団体の自立化が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1

郷土の歴史・文化財の保存・活用

○郷土資料館を中心として郷土の歴史・文化財の保存・活用を推進します。

＜実施内容＞

- ・郷土資料館において郷土の歴史・文化財に関する企画展を実施します。
- ・東浦ふるさとガイド協会などの団体と連携し、史跡めぐりなどのイベントを実施します。
- ・ガイドボランティア養成講座を開催します。
- ・指定文化財の維持管理を支援します。
- ・指定文化財などを含めた周辺環境の保存・活用を効果的に進めるための計画を策定します。

取組2

郷土の伝統文化の継承

○郷土の伝統文化を後世へつなげます。

＜実施内容＞

- ・小学生などへの伝統文化に関する体験教室を開催するとともに、発表の機会を提供します。
- ・だんつく獅子舞、おまんこ祭りなどの伝統文化の継承を支援します。

取組3

文化・芸術活動の推進

○文化芸術活動を支援します。

＜実施内容＞

- ・文化協会や文化芸術活動を行う団体の自立的な活動運営を支援します。
- ・イベントなどの活動などをおし、住民の文化・芸術へ触れる機会をつくれます。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	文化協会の会員数	530 人	530 人	→
(2)	郷土資料館の来館者数	25,235 人	29,000 人	↗
(3)	東浦ふるさとガイド協会の会員数	39 人	40 人	→

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○住民が芸術・文化や郷土の歴史についてふれあう機会を充実させ、郷土の魅力を再認識し、愛着を育む活動を推進します。
住民の役割
<住民> ・文化芸術活動への積極的な参加に努めます。 ・地域の伝統行事への協力や参加に努めます。 ・地域全体で継承する仕組みづくりに努めます。 ・郷土資料館の講座や企画展への積極的な参加に努めます。 ・東浦ふるさとガイド協会のイベントへの積極的な参加に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・文化芸術活動の場の提供に努めます。 ・伝統文化の後世への継承に努めます。
事業者の役割
・伝統行事への協力に努めます。
行政の役割
・文化芸術に触れる機会を提供します。 ・文化芸術活動団体への活動支援を行います。 ・ガイドボランティアに対する活動支援を行います。 ・伝統文化の継承に対する助言や支援を行います。 ・郷土資料館における魅力ある講座や企画展の開催、PRを行います。

関連計画	東浦町の教育大綱	
関連施策	生涯学習、地域活動	
用語解説	ガイドボランティア	郷土の歴史や文化財を紹介し、郷土の魅力を伝える活動を行うボランティア。
	東浦ふるさとガイド協会	2009年に発足した郷土の歴史や文化財を紹介し、郷土の魅力を伝える活動を行うボランティア団体。
	文化協会	各種の文化活動団体が連携し、文化事業を行う団体。

3 暮らしを守るまちづくり

(1) 環境

- ・ 地球温暖化防止・廃棄物
- ・ 自然環境保全

(2) 安全安心

- ・ 河川・治水
- ・ 防災
- ・ 消防・救急
- ・ 交通安全・防犯

地球温暖化防止・廃棄物

目 標

～ 「もったいない」の気持ちを大切に、
循環型のまちをつくれます ～

- ・地球温暖化防止や資源の有効活用などの環境問題に対し、住民、事業者、行政が一体となり取り組んでいきます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○使えるものでも、不要になれば「ごみ」として捨てられ、処分されています。	⇒	●住民や事業者から出されるごみの減量化が必要です。
2	○温室効果ガスである CO2 の削減目標が達成できていません。	⇒	●住民、事業者、行政など全てが当事者意識を持って、温室効果ガス削減に向けて積極的な取組が必要です。
3	○管理されていない空き地への不法投棄が問題となっています。	⇒	●不法投棄を抑制するため、空き地の適正管理が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

○ごみの減量化のために、積極的に3Rを推進します。

＜実施内容＞

- ・再利用化・再生利用化の仕組みを構築します。
- ・事業者のリサイクル活動を支援するとともに、ごみの排出指導によって、事業系ごみを減らします。
- ・可燃ごみに混入されたプラスチック製容器包装や紙類などの資源の分別の徹底を啓発します。

取組2

地球温暖化の防止

○地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出を抑制します。

＜実施内容＞

- ・計画を策定する際には、国際公約を準拠します。
- ・省エネルギー対策への支援を進めるなど、計画的な温室効果ガスの削減に努めます。

取組3

不法投棄させない環境づくり

○地域全体で協力して不法投棄を抑制します。

＜実施内容＞

- ・不法投棄の監視や繁茂した雑草への対応などを行い、所有する土地の適切な管理指導をすることにより、不法投棄のしにくい環境づくりをします。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	一人一日あたりの家庭系ごみの量	533 g	429 g	↓
(2)	リサイクル率	20.1%	22.0%	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○住民、事業者、行政が連携し、それぞれの役割のもと地球温暖化防止、公害発生防止、資源の有効活用を目指します。
住民の役割
・ライフスタイルの見直しに努めます。 ・公共交通機関の利用やエコドライブの実施に努めます。 ・自然エネルギー活用のための機器の導入に努めます。 ・ごみの減量や適切なリサイクルへの協力に努めます。
事業者の役割
・法令遵守や公害防止協定の締結に努めます。 ・自然エネルギー活用のための機器の導入に努めます。 ・事業活動における環境に配慮した行動に努めます。 ・ごみの減量や適切なリサイクルの実施に努めます。
行政の役割
・身近な生活環境の保全を行います。 ・ごみの減量啓発を行います。 ・自然エネルギー活用のための機器の導入の補助を行います。 ・環境教育を推進します。

関連計画	東浦町の環境を守る基本計画、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画	
関連施策	自然環境保全、地域活動	
用語解説	リサイクル率	ごみの排出量に対するリサイクル量の割合を指し、以下の計算式で求められる。 総資源化量/（収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量）×100
	3 R（リデュース・リユース・リサイクル）	以下の優先順位で廃棄物の削減に努める考え方。 リデュース（ごみを出さない） リユース（使えるものはそのまま使う） リサイクル（ごみの再生利用）
	温室効果ガス	地球に温室効果をもたらすガス。 （二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど。）

自然環境保全

目 標

～ 自然と共生したまちをつくります ～

- ・人は自然の恵みによって生きていること、自然との調和の中で生きていくことについての再認識を図ります。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○里山などの自然環境の荒廃が進んでいます。	⇒	●自然環境の保全活動の啓発が必要です。
2	○外来種の動植物が侵入しています。	⇒	●地域固有の動植物の保護が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

豊かな自然と生活環境の保全活動の推進

○環境保全活動への住民参加を推進し、自然とふれあい、親しむ場として利活用できる環境づくりを目指します。

＜実施内容＞

- ・町内の河川を環境学習や住民交流の場として利活用できるよう、住民、事業者、行政が協働して保全活動に取り組みます。
- ・「東浦自然環境学習の森」での自然観察会や体験プログラムを充実、開催します。

取組2

外来種対策の推進

○外来種の侵入・拡大による在来種の絶滅を防止します。

＜実施内容＞

- ・生物多様性の大切さを住民に伝え、生物の生息環境の保全、オニバスなどの貴重種の保護、特定外来生物の侵入防止の啓発に努めます。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	里山の保全活動に参加する年間延べ人数	2,041 人	2,350 人	↗
(2)	BOD環境基準達成率（河川）	63.9%	100%	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方	
○住民、事業者、行政が協働で里山の保全活動を行い、自然に触れ、楽しみながら自然環境を学ぶ場づくりを推進します。	
住民の役割	
<住民> ・地域の自然環境への理解や積極的な保全活動、環境学習への参加に努めます。 ・外来種の持ち込みを自粛します。 <団体（地域団体・NPO）> ・自然環境学習の森保全・育成の会や明徳寺川の自然を守る会、知多自然観察会による活動に努めます。 ・明徳寺川以外の河川での保全活動に努めます。	
事業者の役割	
・樹林地の保全や生物の生息環境への配慮に努めます。 ・保全活動への積極的な参加に努めます。	
行政の役割	
・住民が自然とふれあえる場所を整備します。 ・住民や事業者、地域との協働による自然環境を保全する仕組みを構築します。 ・特定外来生物の侵入防止と啓発を行います。	

関連計画	東浦町の環境を守る基本計画、東浦自然環境学習の森基本計画、東浦町景観計画、東浦町緑の基本計画	
関連施策	地球温暖化防止・廃棄物、公園・緑地、地域活動	
用語解説	東浦自然環境学習の森	緒川地区の新池周辺約 1.7ha の面積で、ため池や水田、草地、樹林地が一体となった里地里山が残る場所であり、多種多様な生き物が生息している。東浦町に残る里地里山環境の拠点として、各種団体と行政とが協働により保全活動を行っている。

河川・治水

目 標

～ 河川改修・雨水施設整備を実施し、 水害の危険性を軽減させます ～

- ・河川改修や雨水対策を推進し、局地的な豪雨に対しても危険性を軽減し、安心して生活できるまちにします。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○未改修の準用河川があります。	⇒	●準用河川の整備の必要性について実態の把握とともに、改修などの検討が必要です。
2	○雨水対策のための施設整備が十分ではありません。	⇒	●優先順位を決め、施設整備を進める必要があります。
3	○雨水施設の老朽化が進んでいます。	⇒	●計画的な修繕、更新が必要です。
4	○耐震性を満たしていないため池があります。	⇒	●ため池の計画的な耐震改修が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

河川の改修

○河川の越水・破堤の危険を軽減します。

＜実施内容＞

- ・準用河川について、整備の必要性を調査します。
- ・準用河川の改修・維持管理を行います。
- ・二級河川の改修を関係機関へ要望します。

取組2

雨水対策の推進

○豪雨による水害の危険性を軽減し、住民の生命と財産を守り安心して暮らせるよう、雨水対策を推進します。

＜実施内容＞

- ・雨水管理総合計画を策定し、整備の優先順位を決めます。
- ・ポンプ場の整備を行います。
- ・公共下水道雨水幹線の整備を行います。
- ・雨水貯留対策を推進します。

取組3

雨水施設の維持管理

○予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図ります。

＜実施内容＞

- ・施設の状態を把握し、ストックマネジメント計画を策定します。
- ・老朽化部の修繕を実施し、予防保全対策を行います。
- ・管きよなどの浚渫を実施し、適正な管理を行います。

取組4

ため池保全

○ため池の耐震改修を計画的に行います。

＜実施内容＞

- ・ため池の耐震改修を行います。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	公共下水道雨水整備率	55.6%	62.3%	↑
(2)	雨水貯留浸透施設設置補助金の年間件数	12件	15件	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○民地内に雨水貯留浸透施設の設置を推進し、雨水流出抑制を図るとともに、雨水の再利用を推進します。
住民の役割
<住民> ・自宅などへの雨水貯留浸透施設の設置に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・事業所などへの雨水貯留浸透施設の設置に努めます。
事業者の役割
・事業所やマンションなどへの雨水貯留浸透施設の設置に努めます。
行政の役割
・公共施設への雨水貯留浸透施設を設置します。 ・雨水貯留浸透施設設置の啓発を行います。

関連計画	河川整備計画、境川・猿渡川流域水害対策計画、東浦町公共下水道全体計画	
関連施策	防災、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	公共下水道雨水整備率	下水道計画区域内の降雨に対する雨水施設の整備率。
	雨水貯留浸透施設	自然の水循環を保全する雨水流出抑制対策として、宅地や敷地内に設置する貯留槽、浄化槽転用貯留槽、透水性舗装、浸透枳などの施設のこと。
	ストックマネジメント	長期的な視点で施設の老朽化によるリスクを考慮し、優先順位付けを行ったうえで、事業費の平準化も図られた持続可能な施設管理を実施すること。
	準用河川	一級河川、二級河川以外の河川であるが、治水対策、都市環境、生活環境上、重要な役割を果たしているた

		め、河川法に基づき東浦町が指定し、管理している河川。
	二級河川	公共の利害に重要な水系がある河川で、都道府県知事が指定し、管理している河川。

防災

目 標

～「自助、互助、共助、公助」が機能する 防災意識の高いまちをつくります～

- ・災害時に地域で協力できる防災組織づくりを促進します。
- ・災害時の情報伝達手段や避難所などの防災設備が整備され安心して生活できるまちづくりを推進します。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が危惧されています。	⇒	●大規模災害への対応に向けた防災組織の体制強化が必要です。
2	○防災ラジオの普及や防災メールへの登録が充分ではありません。	⇒	●在宅時や外出時を問わず全住民への情報伝達が必要です。
3	○大規模災害発生時に対応できる備蓄品、防災資機材の確保が十分ではありません。	⇒	●大規模災害時にも対応できる防災備蓄品、防災資機材の確保や家庭での備蓄も必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

防災組織体制の強化

○自主防災組織の体制強化と他の自治体や関係機関などと連携を強化します。

＜実施内容＞

- ・若年層へ各自主防災訓練への参加を推進します。
- ・防災リーダーの育成を促進します。
- ・関係機関などとの連携強化を推進します。
- ・新たな自治体との防災協定の締結を推進します。

取組2

防災・減災対策の充実

○町全体に防災情報を迅速に伝達するために、情報伝達システムを充実させます。

＜実施内容＞

- ・情報伝達システムを再構築します。
- ・新たな情報伝達手段を検討します。
- ・防災ラジオの設置や防災メールへの登録を促進します。

取組3

災害備蓄品などの充実

○備蓄品や防災資機材を確保します。

＜実施内容＞

- ・備蓄計画に基づいて、備蓄品や防災資機材の購入を推進します。
- ・各家庭での備蓄の普及を促進します。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	同報無線の設置世帯率	42.0%	45.4%	↗
(2)	防災リーダー研修受講者数	287人	480人	↗
(3)	備蓄品の充足率	86.7%	100%	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方	
○自主防災組織や防災ボランティアに参加し、日頃の防災活動においても住民と行政が協働で取り組むとともに、「自助・互助・共助・公助」の考え方が住民に浸透し、災害発生時も行政との連携で迅速的確な情報伝達など適切に対応できるように備えます。	
住民の役割	
<住民> ・防災意識の向上に努めます。 ・耐震化の推進に努めます。 ・各家庭での備蓄品の備えに努めます。 ・各家庭での避難所や避難経路などの確認に努めます。 ・防災ボランティアや防災訓練への参加に努めます。 ・コミュニティへの参加に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・防災ボランティアや防災訓練の周知、啓発活動に努めます。 ・耐震診断や耐震改修希望者への相談会など耐震化率向上に向けた普及啓発に努めます。	
事業者の役割	
・防災知識の普及に努めます。 ・管理する建物の耐震化に努めます。 ・従業員の安全確保に努めます。 ・一時避難所としての場所や物資の提供に努めます。	
行政の役割	
・防災講座を開催します。 ・防災マップなどを作成します。 ・情報伝達手段を確保します。 ・自主防災組織への支援を行います。 ・防災体制を構築します。 ・備蓄品を確保します。	

関連計画	東浦町地域防災計画、東浦町耐震改修促進計画	
関連施策	地域福祉、河川・治水、上下水道、地域活動、情報共有、連携協力	
用語解説	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する防災組織。
	自助、互助、共助、公助	自助…自分で自分を助けること。 互助…家族で助け合うこと。 共助…地域コミュニティや企業とともに助け合うこと。 公助…行政による支援や救助のこと。

消防・救急

目 標

～ 地域全体で消防力の向上を目指します ～

- ・消防、救急体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○就労体系の変化により活動できる消防団員が減少しています。	⇒	●時間帯を問わず活動できる消防団員の確保が必要です。
2	○知多中部広域事務組合が開催する救命講習会への受講者が少ない状況です。	⇒	●住民の救命に対する意識啓発が必要です。
3	○火災発生時に迅速な消火活動ができるように消火栓や防火水槽を設置しています。	⇒	●消火栓や防火水槽の継続的な維持管理が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

消防体制の強化

○知多中部広域事務組合との連携や消防団の強化を図り、災害に強いまちづくりとともに、消防団活動の活性化を図ります。

<実施内容>

- ・若年層の加入促進、育成に努めます。
- ・分団に配備している消防車両の小型化を図ります。
- ・機能別消防団員の導入について検討します。

取組2

初期救急対応の強化

○知多中部広域事務組合と連携し、救急体制を強化します。

<実施内容>

- ・知多中部広域事務組合と連携した救命講習会の周知を図ります。
- ・自主防災組織と連携し、防災訓練時に AED の取り扱い講習を実施します。
- ・公共施設だけでなく民間施設も含めた AED の設置場所の周知を図ります。

取組3

消防水利の維持管理

○火災時の迅速な消火活動を推進するために、消防水利を維持管理します、。

<実施内容>

- ・水道事業者と連携し、消火栓を設置します。
- ・消火栓や防火水槽を適正に維持管理します。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	救命講習会などの受講者数	2,737 人	2,700 人	↗
(2)	自主防災訓練回数	19 回	36 回	↗
(3)	消防水利の充足率	91.9%	93.6%	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○地域や行政が消防団を支える体制を構築し、消防団活動の活性化を図ります。
住民の役割
<住民> ・防火意識の向上に努めます。 ・消防団への参加や初期消火活動の訓練への参加に努めます。 ・救命講習会への参加に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・AEDの取扱い方法に関する講習の受講に努めます。 ・初期消火活動の訓練への参加に努めます。
事業者の役割
・消防団育成や住民への消火活動などの啓発活動に努めます。 ・AEDの取扱い方法に関する講習の受講に努めます。 ・事業所へのAEDの設置に努めます。
行政の役割
・消防団への加入促進の周知や啓発活動を行います。 ・AEDの取扱い方法に伴う再講習の周知や啓発活動を行います。

関連計画	東浦町地域防災計画	
関連施策	道路、上下水道、地域活動、連携協力	
用語解説	知多中部広域事務組合	東浦町、半田市、阿久比町、武豊町で組織し、効率的に消防業務を行う組合。
	AED（自動体外式除細動器）	心肺停止の際に、機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器。
	消防水利	消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたもの。 消防水利の例示：消火栓、私設消火栓、防火水槽、プール、河川など。

交通安全・防犯

目 標

～ 交通事故・犯罪のないまちを目指します ～

- ・住民の交通安全意識向上により、交通事故を防止します。
- ・地域との連携により、犯罪を抑制します。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○交通事故件数は減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故が発生しています。	⇒	●交通安全意識の向上や歩行者などの安全対策が必要です。
2	○刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、侵入盗などが発生しています。	⇒	●犯罪を起こさせない地域づくりが必要です。

目標を実現させるための取組

取組1

交通安全意識の向上

○交通ルールの徹底やマナーの向上など住民の交通安全意識を高めます。

＜実施内容＞

- ・警察や地域住民と連携し、交通安全対策や啓発を実施します。
- ・交通弱者である高齢者や子供に対する交通安全教室を開催します。
- ・運転免許自主返納制度の更なるPRなどを実施します。
- ・警察と連携し、事故多発箇所の分析などを通じて対策を検討します。

取組2

防犯活動の充実

○防犯意識の向上を図るとともに、犯罪を起こさせない地域をつくります。

＜実施内容＞

- ・警察や教育委員会、地域自主防犯団体と連携し、住民の防犯意識の醸成を図ります。
- ・防犯ボランティアへの幅広い年代の参加を促進します。
- ・自治会などによる防犯カメラの設置を促進します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	交通事故発生件数(人身事故)	196 件	210 件	↓
(2)	刑法犯認知件数	308 件	255 件	↓
(3)	防犯ボランティア登録者数	928 人	1,200 人	↑

誰が何をするのか

協働の進め方

○交通安全については、地域ぐるみで交通安全意識を高め、交通ルールの徹底やマナーの向上を図ります。また、防犯については、地域の自主的な防犯活動を推進します。

住民の役割

<住民>

- ・交通マナーの向上や交通ルールの遵守、交通安全活動への参加に努めます。
- ・防犯ボランティア活動や交通安全啓発活動への参加に努めます。

<団体（地域団体・NPO）>

- ・住民と連携した交通安全活動に努めます。
- ・防犯ボランティア活動や交通安全啓発活動への参加に努めます。

事業者の役割

- ・交通安全意識向上のための従業員教育に努めます。
- ・防犯ボランティア活動や交通安全啓発への参加に努めます。

行政の役割

- ・交通安全施設や防犯施設を整備します。
- ・交通安全や防犯の啓発を行います。
- ・自主的な交通安全や防犯活動への支援を行います。
- ・交通安全や防犯などに関する各種情報の提供を行います。

関連計画	東浦町公共交通網形成計画	
関連施策	道路、公共交通、地域活動	
用語解説	運転免許自主返納	高齢者など、運転に不安を感じる人が自主的に運転免許の取り消しを申請できる制度。

4 生活・産業を支える基盤づくり

(1) 基盤整備

- ・ 市街地・住宅・景観
- ・ 公園・緑地
- ・ 道路
- ・ 公共交通
- ・ 上下水道

(2) 産業振興

- ・ 農業振興
- ・ 工業振興
- ・ 商業振興
- ・ 観光振興

市街地・住宅・景観

目 標

～誰もが暮らしやすいコンパクトなまちをつくります～

- ・生活サービス機能を計画的に配置し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・計画的な新市街地の整備や既成市街地の良好な住宅環境を形成するため、土地区画整理事業や民間事業者による開発を推進します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○交通や買い物が不便、都市基盤が整っていない、住宅事情が悪いなどの意見があげられています。	⇒	●周辺環境と調和した市街地や都市基盤の整備、生活利便施設の整備が必要です。
2	○既成市街地の中には、車のすれ違いができない生活道路や有効活用できない土地があります。	⇒	●狭あい道路や未利用地の解消が必要です。
3	○少子高齢化や核家族化の影響により空き家が増加傾向にあります。	⇒	●空き家の適正管理が必要です。
4	○古いまち並みや、のどかな田園風景と新しい建物の混在化により、良好な景観が損なわれつつあります。	⇒	●歴史的景観、市街地や農地、水辺の景観など多様で特性に応じた景観の保全が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

新市街地の整備

○周辺環境と調和した住宅環境の整備を進めます。

＜実施内容＞

- ・歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、計画的に開発します。
- ・都市計画道路などの整備を土地区画整理事業と一体的に早期に行います。
- ・住民参加の会議などで検討した各地区の課題に応じた事業を検討します。

取組2

既成市街地の整備

○良好な住宅環境の形成を推進します。

＜実施内容＞

- ・車のすれ違いができない狭あい道路を解消するなど、住民の交通安全性の向上、防災性の向上のため、面整備による生活道路の整備を行います。
- ・土地区画整理事業や民間事業者による宅地整備により効率的な土地利用を促進します。

取組3

空き家対策

○空き家の適正な管理指導を進めます。

＜実施内容＞

- ・空き家の予備軍である高齢者の一人暮らしや、高齢者のみで暮らす世帯に対し、啓発などを行い、空き家にならないための予防対策を推進します。
- ・良好な物件に関しては、物件の情報を提供し、利活用を促進します。
- ・管理不全な空き家に関しては、適切な管理指導を実施します。

取組4

景観形成の充実

○良好な景観資源の保全と魅力ある東浦らしい景観に配慮したまちづくりを進めます。

＜実施内容＞

- ・暮らしやすさに配慮しながら、良好な景観資源の保全や計画的な景観整備を行います。
- ・重点区域を設定し、地域に応じた景観に配慮したまちづくりを進めます。
- ・快適な住環境整備を促進のため、景観意識の普及、啓発を行います。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	市街化区域内の都市的土地利用率	86.0%	87.0%	↑
(2)	鉄道駅・バス停の徒歩圏人口カバー率	91.6% (2015)	95.0%	↑
(3)	景観重点地区設定数	0 地区	2 地区	↑
(4)	空き家の利活用件数	0 件	5 件	↑

誰が何をするのか

協働の進め方

○良好な住宅環境の形成に向けて、住民の意見を聞き事業を推進します。

住民の役割

- ・土地区画整理事業などの市街地整備の必要性を理解し協力します。
- ・狭あい道路の解消に向けた拡幅事業の必要性を理解し協力します。
- ・空き家の適正な管理をします。

事業者の役割

- ・優良な住宅供給を行います。
- ・市街地開発においては、周辺環境と調和した市街地の形成を目指します。
- ・市街地開発においては、地権者へ事業内容を周知します。

行政の役割

- ・市街地開発を行う事業者への適切な助言や指導をします。
- ・市街地開発にあたり、要綱などに基づいた助成金の交付などの支援をします。

関連計画	東浦町都市計画マスタープラン、コンパクトなまちづくり計画、東浦町公営住宅等長寿命化計画、東浦町景観計画、東浦町公共施設更新計画、東浦町公共施設等総合管理計画、東浦町空家等対策計画	
関連施策	公園・緑地、道路、公共交通、農業振興、地域活動	
用語解説	コンパクトなまちづくり	郊外への市街地拡大を抑制し、生活に必要な諸機能・施設などが住まいの身近にあり、鉄道やバスなどの公共交通が充実し、それらの都市機能の集積地およびその周辺に人口が集積した、効率的で持続可能な都市(まち)。
	都市基盤	都市の道路・鉄道などの交通施設や上下水・ガス・水道などのライフラインおよび公園・緑地など。
	狭あい道路	幅員が4 mに満たない道路。
	面整備	宅地造成と地区に必要な道路、公園、水路などの施設を一体的に整備すること。

公園・緑地

目 標

～ 地域の実情にあわせた公園の 管理運営と緑化の振興を目指します ～

- ・人口減少や高齢化の進展など、環境の変化に対応し、適切な公園や公園内施設の整備と緑化を推進します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○公園の管理運営を行政主導で行っていますが、利用者ニーズに十分な対応ができていません。	⇒	●行政と住民で役割を分担し、利用者ニーズの多様化への柔軟な対応が必要です。
2	○市街地における民有地の緑化や、緑地の管理が十分にされていません。	⇒	●緑地の適切な管理や利活用に向けた、住民主体の保全活動が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
公園の管理運営 ○行政と住民による協働の管理運営を推進します。 ＜実施内容＞ - 公園施設の管理運営について、地域の実情に合った行政と住民の役割分担を共有し推進します。 - 於大公園などの大規模公園の再整備にあたっては、Park-PFI などの民間活力導入を検討します。 - アダプトプログラムを活用し公園の美化を推進します。 - 必要に応じて公園の統廃合も検討します。

取組2
緑化の振興 ○市街地内の緑化の推進を図るとともに、緑地の適正な管理を促進します。 ＜実施内容＞ - 住民主体の保全活動を推進します。 - 民有地の緑化を支援します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	協働による管理運営を実施している公園数	0 公園	5 公園	↗
(2)	住民一人当たりの公園面積	7.7 m ²	7.8 m ²	↗

誰が何をするのか

協働の進め方
○公園などの管理運営について、人口減少などに伴う財政見通しや必要経費、運営上の課題などの情報を行政と住民が共有し、管理運営の役割分担を実施します。
住民の役割
・地域の公園・緑地における管理運営を実施します。 ・民有地の緑化や緑地の保全活動を実施します。
事業者の役割
・地域の公園・緑地の整備や管理運営を実施します。 ・所有地の緑化や緑地の保全活動を実施します。
行政の役割
・地域の公園・緑地における管理運営の役割分担を推進します。 ・民有地の緑化を支援します。

関連計画	東浦町緑の基本計画	
関連施策	市街地・住宅・景観、自然環境保全、地域活動	
用語解説	Park-PFI	都市公園における民間資金を活用した新たな整備や管理を実施する手法。
	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の公共の場所を養子に見立てて、住民が里親となって、その場所の環境美化活動などを行い、行政がそれを支援する制度。

道路

目 標

～ 移動しやすく安全安心な道路網を構築します ～

- ・円滑な通行ができるよう、利便性を向上させます。また、幹線道路の整備により通過車両の生活道路への流入を減らすとともに、災害時などの安全安心な道路網を構築します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○西三河地区を結ぶ橋の不足や幹線道路の未整備などにより特に朝夕で広域的に渋滞が発生しています。	⇒	●産業の効率化に向けた円滑かつ安全な道路網の整備が必要です。
2	○狭あい道路については、交通の混雑や、緊急車両が通行できないなどの生活環境の悪化が発生しています。	⇒	●狭あい道路の拡幅や歩道の確保、歩道の確保のための環境美化の取組が必要です。
3	○すべての人にやさしい道路整備が求められています。	⇒	●高齢者や障がい者、子どもなどの生活利便性の向上が必要です。
4	○道路施設の老朽化が進んでいます。	⇒	●計画的な修繕、更新が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1

幹線道路の整備

○幹線道路の計画的な整備により渋滞を解消するとともに、産業の活性化や災害時などの緊急輸送道路も確保します。

<実施内容>

- ・西三河と知多地域を結ぶ新たな東西軸となる広域的な道路の実現を推進します。
- ・都市計画道路の整備や道路改良により、道路ネットワークの強化を進めます。

取組2

生活道路の整備

○歩行者、自転車の安全な通行や緊急車両の円滑な通行を確保します。

<実施内容>

- ・既成市街地内の生活道路については、建物の建替えなどの際に用地を確保することにより拡幅や歩道設置などの整備を図ります。
- ・アダプトプログラムによる住民や事業者による道路の環境美化を推進します。

取組3

道路のバリアフリー化

○高齢者や障がい者などに配慮した道路のバリアフリー化を進めます。

<実施内容>

- ・道路の段差を解消するなど人にやさしい道路整備を推進します。

取組4

道路施設等の維持管理

○安全で快適な利用に向けた予防保全型の維持管理を進めます。

<実施内容>

- ・橋梁長寿命化計画や舗装修繕計画に基づき計画的に施設の修繕を実施します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	都市計画道路の整備率	47.3%	48.9%	↑
(2)	幅員4m未満道路の改良延長	152,846m	154,346m	↑
(3)	橋梁の修繕対策実施率	56.0%	71.0%	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○アダプトプログラムで住民による清掃、草刈り、点検などの活動を実施します。
住民の役割
・アダプトプログラムに参加します。 ・清掃、草刈り、点検などの活動を実施します。 ・フィックスマイストリートなどを活用し、補修が必要な箇所を行政に伝えます。
事業者の役割
・アダプトプログラムに参加します。 ・広域的な道路の実現に向けた活動を実施します。
行政の役割
・幹線道路の早期完成を目的とした要望活動などを実施します。 ・道路整備を推進します。 ・住民からの情報に対応し、必要な修繕や改良を行います。

関連計画	東浦のみちづくり計画、道路拡幅計画	
関連施策	消防・救急、交通安全・防犯、市街地・住宅・景観、公共交通、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	幹線道路	主要な地点を結ぶ重要な道路。
	生活道路	地域住民の日常生活に利用される道路で、地域内の移動あるいは、幹線道路に出るまでの道路。
	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の公共の場所を養子に見立てて、住民が里親となって、その場所の環境美化活動などを行い、行政がそれを支援する制度。
	バリアフリー化	段差や仕切りを無くすなど、高齢者や障がい者が日常生活を送る上で、不便な障害となっていることを除去し、すべての人が安心して暮らせる環境をつくること。
	狭あい道路	幅員が4 mに満たない道路。

公共交通

目 標

～ 移動しやすく交流できるまちを目指します ～

- ・地域社会の活力向上、環境負荷の低減、渋滞の解消のため、広域的な交通網の構築に取り組み、公共交通の更なる利便性向上を図ります。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○町運行バス「う・ら・ら」へのニーズ多様化しています。	⇒	●ニーズに対応したダイヤ、ルートの見直しなど利便性の向上が必要です。
2	○バリアフリー化されていない鉄道駅があります。	⇒	●町内すべての鉄道駅のバリアフリー施設・設備の整備が必要です。
3	○自動車での町外移動が多く、渋滞が問題となっています。	⇒	●渋滞緩和のため、公共交通機関の利用促進が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1
町運行バス「う・ら・ら」の充実
○使いやすい公共交通サービスを提供します。
＜実施内容＞ ・今まで乗り入れができなかったエリアなどへの新規路線の運行を検討します。 ・隣接する市町を運行するコミュニティバスや民間路線バスと連携を図り、乗り継ぎに便利なバスの路線やダイヤ設定を検討します。 ・コンパクトなまちの各拠点を結ぶネットワーク機能を充実させます。

取組2
全ての鉄道駅のバリアフリー化
○町内全ての鉄道駅のバリアフリー化を促進します。
＜実施内容＞ ・広報などのPRにより鉄道の利用を促進し、鉄道事業者へ駅のバリアフリー化を要望します。

取組3
パーク＆ライドの取組
○パーク＆ライドを活用し、渋滞緩和や環境負荷対策を目指します。
＜実施内容＞ ・公共交通利用を促進するため、駅周辺へのパーク＆ライドを推進します。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	町運行バス「う・ら・ら」利用者数	262,038 人	306,500 人	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○住民ニーズを把握し、運行計画や利用促進策を検討し、効率的なバス運行の確保とパーク＆ライドの推進に努めます。
住民の役割
<住民> ・町運行バス「う・ら・ら」のニーズ調査に協力します。 ・積極的に公共交通機関を利用します。 ・自動車に依存しない生活を目指します。 ・パーク＆ライドを実施します。
事業者の役割
・路線バス、タクシーを運行します。 ・パーク＆ライドに協力します。
行政の役割
・町運行バス「う・ら・ら」の効率的な運行に努めます。 ・公共交通の利便性向上に努めます。 ・公共交通に関する積極的な情報発信を行います。 ・パーク＆ライドの推進、普及啓発を実施します。

関連計画	東浦町地域公共交通網形成計画	
関連施策	交通安全・防犯、市街地・住宅・景観、道路、地域活動	
用語解説	パーク＆ライド	都市部の交通混雑や環境負荷の緩和のため、自動車を郊外の駐車場に駐めて公共機関を乗り継いで都心に入る方法。
	町運行バス「う・ら・ら」	町が運行するコミュニティバス 町全域、大府市、刈谷市の一部を運行し、公共施設・病院・ショッピングセンター・鉄道駅などを経由する。

上下水道

■ 目 標

～ 安全安心な水の安定供給、下水道への接続により 海や川の水質を保全します ～

- ・安定した水の供給を行い、経営の安定化に努めていきます。また、下水道への接続を促進し、水質を保全します。

■ 現状と課題

現状		⇒	課題
1	○水道管の老朽化が進んでいます。	⇒	●計画的な修繕、更新が必要です。
2	○人口減少により、水道料金や下水道使用料の増加が見込めません。	⇒	●健全経営のため、適切な水道料金や下水道使用料の徴収が必要です。
3	○下水道への接続が進まない反面、既存の下水道施設の老朽化が進んでいます。	⇒	●下水道への接続推進と、計画的な改修が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1
水道施設等の維持管理 ○安全安心な水の供給を行うとともに、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図ります。
＜実施内容＞ ・将来の水需要を把握し、事業経営にあった更新計画を策定します。 ・水道管の耐震化を推進します。 ・施設の適正な管理を行います。

取組2
事業経営の安定化 ○適切な料金収納に努め、事業経営の安定化を図ります。
＜実施内容＞ ・口座振替による納付を推奨します。 ・料金負担の公平性の確保のため、適切に料金収納をします。 ・安定的な事業経営を行うため、経営の基本計画を策定します。

取組3
公共下水道の整備 ○下水道への接続を促すとともに、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図ります。
＜実施内容＞ ・下水道への接続を促すため、啓発活動を強化し、接続向上に努めます。 ・施設の状態を把握し、不明水の解消や施設の長寿命化に向けたストックマネジメント計画を策定します。 ・施設の適正な維持管理を行います。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	水道管の耐震化率	22.5%	25.8%	↗
(2)	下水道普及率	81.9%	83.0%	↗
(3)	水洗化率	80.6%	84.0%	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○上下水道の適正利用への理解を促します。
住民の役割
・水道水の適正利用に努めます。 ・下水道の利用できる地域では下水道への接続を行います。
事業者の役割
・水道水の適正利用に努めます。 ・事業所における下水道施設の適正な維持管理を行います。
行政の役割
・水道水の安定供給と水質の安全確保に努めます。 ・下水道接続を促進します。 ・計画的な老朽施設の更新を行います。 ・料金などの滞納の抑止に努めます。

関連計画	東浦町水道基本計画、汚水整備計画	
関連施策	防災、消防・救急、地域活動、公共施設マネジメント	
用語解説	水道管の耐震化率	水道管の全体延長のうち、耐震型継手を有する水道管を示す割合。
	下水道普及率	全体の人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合。
	水洗化率	下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示す割合。
	ストックマネジメント	長期的な視点で施設の老朽化によるリスクを考慮し、優先順位付けを行ったうえで、事業費の平準化も図られた持続可能な施設管理を実施すること。

農業振興

■ 目 標

～ 農地利用を最適化し、 農業の担い手の育つまちをつくります ～

- ・ 農地の集積・集約化を進め、農業がしやすい環境を整えるとともに、農業の担い手を育成します。
- ・ 高収益作物などへの転換や6次産業化を推進します。

■ 現状と課題

現状		⇒	課題
1	○基盤整備された良好な農地が農業生産力を支えています。	⇒	●農業基盤の再整備や適正な管理が必要です。
2	○遊休農地が増加しています。	⇒	●遊休農地の解消のため農地の利用促進が必要です。
3	○農業の担い手の高齢化と後継者不足が進んでいます。	⇒	●新規就農などの農業の担い手不足の解消が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1
経営基盤の強化・整備 ○農業経営に不可欠な施設、設備の維持管理などにより、農業の生産性を高め、農業経営の安定を図ります。
<実施内容> ・農業用の排水施設を適正に維持管理し老朽設備の更新を行います。 ・営農に支障のないよう維持管理事業を拡大します。 ・農業基盤の再整備の検討を行います。

取組2
農地の利用の最適化の推進 ○農地の集積・集約を進め、農地利用の最適化を目指します。
<実施内容> ・農業委員会や JA あいち知多と連携し、地域とともに農地の保全の啓発や農地バンク制度の充実を図ります。

取組3
農業経営と新規就農の支援 ○担い手不足を解消するため、JA あいち知多と連携し、新規就農や農業経営を支援します。
<実施内容> ・規模拡大や経営改善、法人化を支援します。 ・女性を含めた新規就農者、既存農家の後継者の育成に努めます。 ・新たな特産物の開発支援やぶどうなどの既存特産物の6次産業化を支援します。 ・I o Tなどの新技術導入支援に関する情報提供を行います。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	新規就農者年間人数	4人	1人	↗
(2)	遊休農地面積	31ha	30ha	↘

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○農業者と協力して農地利用の最適化と農業用施設の長寿命化に努めます。 ○地域で地産地消に努めます。
住民の役割
・地産地消に努めます。
事業者の役割
・農地保全や集積、新規就農者の育成を実施します。 ・生産者組織などへ積極的に参画します。 ・農地の適切な利用と管理を行います。
行政の役割
・農業用の排水施設の適正な維持管理、老朽設備の更新を実施します。 ・規模拡大や6次産業化に対する情報提供などの支援を行います。 ・農業委員などとの協力による農地保全と集積・集約化や新規就農者への支援を行います。 ・地産地消推進します。

関連計画	東浦農業振興地域整備計画書、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
関連施策	市街地・住宅・景観、商業振興、観光振興、地域活動	
用語解説	遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる土地。
	農業基盤	主に農業の生産性を向上させるため、ほ場整備・用排水・農道・暗渠排水などの生産基盤。（他に集落道・集落排水・集落防災・活性化施設・農村公園など、農村居住者の生活を向上させるための生活基盤も含む。）
	農業経営基盤	経営体が持つ、経営面積、資本装備（耕作機械など）、経営管理の方法（労働管理）。
	I o T	Internet of Things（建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。）

工業振興

目 標

～ 町内企業とともに発展するまちをつくります ～

- ・町内に根をはって操業している企業や町内に立地を希望する企業を支援します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○中小企業の多くは景気の影響を受けやすいです。	⇒	●中小企業が安定的に経営するための支援が必要です。
2	○進出希望の企業へ斡旋する用地がありません。	⇒	●新たな工業用地などが必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
中小企業の振興
○中小企業に対する情報提供を行い、経営の安定化などを図ります。
＜実施内容＞
・補助制度の情報発信を行います。
・商工会をはじめ、様々な機関との連携を強化し、販路拡大や製品開発、人材確保ができるよう中小企業を支援します。
・ものづくり企業の技術のPRをします。

取組2
企業の誘致
○企業のニーズに適した地域などへの立地を支援します。
＜実施内容＞
・工場団地などの検討を進めます。
・工場用地を確保する手法を検討します。
・町内に進出する企業へ助成をします。
・企業優遇施策のPRをします。
・企業訪問などを行い、企業の情報やニーズの把握に努めます。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	事業所の数（商工会会員）	287 件	290 件	↑
(2)	事業所の従業者数（商工会会員）	5,068 人	5,800 人	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○地域コミュニティとの交流を促進します。
住民の役割
・地元企業への関心に努めます。 ・企業の必要性の理解に努めます。
事業者の役割
・雇用の拡大に努めます。 ・地域コミュニティとの連携に努めます。
行政の役割
・企業誘致の促進を図ります。 ・中小企業への支援を推進します。 ・工場用地確保の手法を検討します。

関連計画	—	
関連施策	商業振興、地域活動	
用語解説	事業所の数	製品を製造している事業所。

商業振興

目 標

～ 町内商店とともに発展するまちをつくります ～

- ・大規模店舗、個人商店のどちらも円滑な経営を行えるよう支援します。
- ・魅力ある商店と大規模店舗とが共存し、住民が身近に買い物やサービスを受けることができるまちにします。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○大型店舗やネット販売などの充実によって、地元の商店などが減っています。	⇒	●安定した経営ができるよう、時代に合わせた店づくりが必要です。
2	○事業者の高齢化や後継者不足から事業の廃業が増加しています。	⇒	●後継者の育成や起業を目指す人への支援が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
経営支援・経営基盤強化 ○地元の商店などが安定した経営を継続できるよう支援します。 ＜実施内容＞ ・貸付、保証料助成を実施します。 ・商業者の組織強化や商業団体などの活動支援を行うとともに、意欲的な商業者の事業活動を支援します。 ・インターネットを活用した PR や経営ノウハウなどの育成支援を商工会など関係機関と連携して取り組みます。
取組2
商業者の育成 ○起業を目指す人や後継者の育成を図ります。 ＜実施内容＞ ・経営者や従業員の意識改革を支援します。 ・コミュニティビジネスを含め、起業を目指す人を支援します。 ・空き家、空き店舗などの活用を促します。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	商店等の数（商工会会員）	375 件	370 件	↗
(2)	従業員の数（商工会会員）	1,580 人	1,500 人	↗

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○町内の商店と住民、行政が連携し、商業のにぎわいづくりを推進します。
住民の役割
・町内店舗での消費に努めます。
事業者の役割
・魅力ある店舗や特色ある商品の開発に努めます。
行政の役割
・事業者への支援を充実します。 ・関係機関との連携を推進します。

関連計画	—	
関連施策	農業振興、工業振興、観光振興、地域活動	
用語解説	商店等の数	工場等の事業所以外の数。

観光振興

■ 目 標

～ 町の魅力を町内外へ発信するとともに、 住民が楽しめるまちをつくります ～

- ・各種イベントや特産品などを町内外へ発信するとともに、住民が楽しみ、イベントに参加しやすい取組を進めます。

■ 現状と課題

現状		⇒	課題
1	○特産品である東浦ぶどうの知名度にかげりがみえるようになっていきます。また、観光資源などの知名度は低い傾向にあります	⇒	●観光 PR の強化が必要です。
2	○住民が町内の魅力を知らないことが多いです。	⇒	●住民に長くこの町に住んでもらうため、住民も楽しめる観光事業が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1
観光PRの推進
○各種イベントのPRを強化し、東浦町の魅力を積極的に発信します。
＜実施内容＞
・観光協会や近隣自治体と連携し、ホームページやSNS、マスコミなどで観光情報を発信します。

取組2
住民も楽しめる観光の推進
○集客のための観光だけでなく、住民も楽しめる観光を目指します。
＜実施内容＞
・各種イベントを充実させるとともに、町内を巡るルートづくりと情報提供を行います。
・東浦ならではの地域資源を活かした体験プログラムづくりなど、着地型観光の検討を行います。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	於大まつり参加者数	13,000 人	15,000 人	↑
(2)	観光協会ホームページ年間アクセス数	25,021 件	40,000 件	↑

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○於大まつりなど住民参加型のイベントに住民や事業者などの声を反映し、住民がまちの魅力を再発見できる機会を向上させます。
住民の役割
・ まちの魅力の発見や積極的なPRに努めます。 ・ イベントへの積極的な参加に努めます。
事業者の役割
・ まちの魅力や観光資源の発信に努めます。
行政の役割
・ 住民や各種団体、事業者などと連携した幅広い観光情報を発信します。 ・ 住民もが参加できる場の創出を行います。

関連計画	—	
関連施策	農業振興、商業振興、地域活動	
用語解説	—	—

5 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり

（１）地域活動

- ・ 地域活動
- ・ 情報共有
- ・ 共生

（２）行財政運営

- ・ 行政運営
- ・ 財政運営
- ・ 連携協力
- ・ 公共施設マネジメント

地域活動

目 標

～ 地域に愛着と誇りを持てるまちを目指します ～

- ・自分たちの暮らす地域に関心を持って参画し、地域の課題を連携、協力しながら解決するなど地域に愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○地域の課題が多様化、複雑化しています。	⇒	●多様化・複雑化した地域課題に取り組む担い手の確保、育成が必要です。
2	○地域で活動する団体などが増加していますが構成員の高齢化が進み、新規加入者が減少しています。	⇒	●団体などが連携、協力しやすい環境整備が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
地域の担い手の確保育成 ○地域やコミュニティ組織など地域活動団体で活躍する地域の担い手の確保や育成を行います。
＜実施内容＞ ・リーダー養成講座などにより地域活動の担い手となる人材の確保と育成を行います。 ・NPOや公共的な活動をする団体の設立を支援します。
取組2
連携、協力しやすい環境の整備 ○住民や地域活動団体などが連携、協力しやすい環境を整備します。
＜実施内容＞ ・住民や地域活動団体などに対し、意見交換などの交流の場を提供します。 ・住民や地域活動団体などの間のネットワークを拡充します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	行政の行う事業に連携して活動する目的型組織の団体数	70 団体	75 団体	↗
(2)	アダプトプログラムの登録団体数	37 団体	42 団体	↗

誰が何をするのか

協働の進め方	
○住民、地域活動団体、事業者や行政が相互に協力し合いながら、連携して地域活動などを行います。	
住民の役割	
<住民> ・地域活動への理解と参画に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・地域活動のコーディネートに努めます。 ・住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 ・人材の確保や育成に努めます。	
事業者の役割	
・地域活動への協力や支援に努めます。	
行政の役割	
・地域活動促進のための支援や人材の確保、育成支援を行います。 ・地域活動団体などのネットワークを拡充します。	

関連計画	—	
関連施策	全ての施策	
用語解説	地域課題	防災、高齢者の独居世帯の増加など、地域を取り巻く課題。
	地域活動団体	地縁による団体その他コミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している団体。
	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の公共の場所を養子に見立てて、住民が里親となって、その場所の環境美化活動などを行い、行政がそれを支援する制度。

情報共有

目 標

～ 情報の発信や受信を的確に行い、 開かれた行政を実現します ～

- ・ 情報伝達手段の多様化を踏まえ使いやすく効果的な媒体を通じて、情報の積極的な提供や公開を行うとともに、住民の町政への参画を促進します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○多くの住民が広報紙やホームページから町政に関する情報を取得しています。	⇒	●よりわかりやすく積極的な町政に関する情報発信が必要です。
2	○提言箱、ホームページや住民懇談会などにより住民の意見、考えを聴いています。	⇒	●住民ニーズをまちづくりに反映させるため、住民が町政に関する意見などを発信しやすい環境の充実が必要です。

■ 目標を実現させるための取組

取組1

情報発信の充実

○ I C Tの進展など時代に即した情報発信手段により、町政に関する情報の提供や発信を行います。

＜実施内容＞

- ・ 広報紙、ホームページに加え時代に即した情報発信手段を活用するとともに、全ての住民へ必要な情報が届くよう積極的かつ的確な情報の提供や発信を行います。
- ・ 広報の音声読み上げサービス、翻訳サービスといったツールを活用することにより、高齢者、障がい者や外国人などにも情報を届けます。

取組2

広聴の充実

○ 様々な手段により広く町政に関する住民の声を集めます。

＜実施内容＞

- ・ 様々な手段により、住民と行政とが双方向、多方向の情報共有や意見交換ができる環境を拡充します。
- ・ 地区実態点検、住民懇談会、提言箱やホームページなどにより町政に関する住民の声を幅広く集めます。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	ホームページなどの1か月平均アクセス件数	43,264 件	48,000 件	↗
(2)	町民の声（住民懇談会の参加者を含む）の年間受信件数	171 件	270 件	↗

誰が何をするのか

協働の進め方
○住民、事業者、行政が町政に関する情報、意見などを相互に提供や発信するとともに、情報共有や意見交換を行います。
住民の役割
<住民> ・積極的な情報の取得や発信に努めます。 ・住民懇談会などへの参加に努めます。 <団体（地域団体・NPO）> ・情報発信や広聴活動への理解、協力に努めます。
事業者の役割
・情報発信や広聴活動への協力、支援に努めます。
行政の役割
・情報の積極的な発信、公開や意見徴収を行います。 ・時代に即した情報発信手段の利活用を検討します。

関連計画	—	
関連施策	防災、地域活動	
用語解説	町民の声	提言箱、ホームページフォーム、を利用し町政に対する住民の意見を聴く取組。

共生

目 標

～ 誰もが認め合い、ともに生きる社会をつくります ～

- ・国籍、性別などに関係なく、だれもが互いを尊重し、ともに生きる社会の実現を目指します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○地域の中で生活する外国人が増加しています。	⇒	●外国人が暮らしやすい環境整備が必要です。
2	○性別による役割分担意識や地位に対する不平等感があります。	⇒	●性別による役割分担があることを当然と考える意識の解消が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
多文化共生の理解促進
○国籍や文化によらず誰もが理解し合い、安心して暮らせる社会の実現を目指します。
＜実施内容＞
・外国人と日本人が参加する事業を通じて、多文化共生の意識づくりと啓発を行います。
・日本語教室の開催やボランティア通訳者の育成など外国人の地域での生活を支援します。

取組2
多様な生き方の尊重
○性別にかかわらず多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会の実現を目指します。
＜実施内容＞
・多様な生き方の尊重である男女共同参画の意識づくりや様々な分野に働きかける啓発活動などを行います。
・講習会の開催などでワークライフバランスの普及促進を図ります。

■ 取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	日本語教室の平均参加者数	10 人	12 人	↗
(2)	各種委員会の女性委員比率	30.6%	50.0%	→

■ 誰が何をするのか

協働の進め方
○住民や団体などによる交流活動や、住民自らが学び、理解や知識を得られる機会を充実します。
住民の役割
<住民> ・異なる文化や性別などに対する理解を深めます。 ・国籍や性別に関係なく、一人ひとりを尊重します。 <団体（地域団体・NPO）> ・交流活動などによる啓発活動を行います。
事業者の役割
・国籍や性別を問わず活躍しやすい環境、職場づくりに努めます。
行政の役割
・住民、団体や事業者などへの支援や普及啓発を実施します。

関連計画	東浦町男女共同参画プラン	
関連施策	地域活動	
用語解説	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
	ワークライフバランス	生活と仕事の調和。

行政運営

目 標

～環境の変化や住民ニーズに対応した

柔軟な行政運営を目指します～

- ・社会情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応し、住民が満足できる柔軟な行政運営を目指します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化など、社会情勢の変化により行政の役割が増加しています。	⇒	●社会情勢の変化などにより増加する行政の役割に柔軟に対応できる行政運営が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
変化に対応できる行政運営
○施策の進捗管理と人材育成による効率的な行政運営を推進します。
＜実施内容＞
・実施計画、予算、執行、行政評価のPDCAサイクルにより、効率的で質の高い行政運営を行います。
・研修や行財政改革の取組などを通して、ロジカルな思考と新しい発想のできる人材を育成します。
・情報リスク管理の徹底や、情報セキュリティ対策などのICTガバナンスを強化します。
・超スマート社会を見据え、AIやIoTなどを活用した住民サービスの向上や業務効率化に対応していきます。
・職員数の適正化を進めるとともに、適正な人員配置と業務効率の向上を図ります。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	総合計画の進行管理のために設定した指標の達成割合	—%	100%	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○住民、事業者、行政がお互いの情報と施策目的の共有を図り、計画などの策定段階から実施に至るまで役割と責任を担い、協働のまちづくりに取り組みます。
住民の役割
・町政に関心を持ち、パブリック・コメントなどへ参加します。
事業者の役割
・民間事業者の視点から住民サービスを提案します。
行政の役割
・協働、連携などの情報の収集と発信を実施します。 ・総合計画の適切な進行管理を行います。

関連計画	東浦町職員人材育成基本方針、情報セキュリティに係る東浦町緊急時対応計画、東浦町ＩＣＴ部門業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）	
関連施策	財政運営、地域活動、連携協力	
用語解説	実施計画	基本計画に示した分野ごとの目標を実現するために、向こう３か年の間に行政の各分野が展開する戦略や具体的事業を明らかにするもの。
	行政評価	政策や事業などの行政活動について、その必要性や効率性、成果などについて評価を行うこと。
	P D C A サイクル	P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）を繰り返し行うことで、業務を継続的に改善していくこと。
	ＩＣＴガバナンス	組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを適切に計画・設計・調達・運用・見直すこと。
	ＩＣＴ	Information and Communication Technology（情報通信技術）

	B C P（業務 継続計画）	大規模な災害が発生するなどの非常時において、町が優先的に実施すべき業務（「非常時優先業務」）をあらかじめ特定し、これらの業務に限られた資源を重点的に投じることで、業務の継続と早期復旧を図るために策定する計画のこと。
	超スマート社会	サイバー空間と現実社会が高度に融合した未来像のこと。
	A I	Artificial Intelligence（人工知能）
	I o T	Internet of Things（建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。）

財政運営

目 標

～ 将来を見据えた持続可能な財政の運営をします ～

- ・これからも便利で活気のある東浦町とするため、税収の減、社会保障費の増、公共施設の維持管理費の増といった様々な問題に対処します。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○生産年齢人口の減少により、税収が減り、高齢化などで社会保障費が増え、財政を圧迫することが予想されます。	⇒	●税収減や社会保障費増への対応と、歳入規模に見合った歳出規模への転換が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
健全財政の維持
○税収減などによる行政サービスの質の低下を抑え、効率的な財政運営を目指します。
＜実施内容＞
・歳入確保として、新たな資源の活用や企業誘致などにより自主財源の増収に努めます。
・歳出削減として、事業の見直し、職員の意識改革などを実施します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	経常収支比率	82.8%	87.0%	↑
(2)	実質公債費比率	1.4%	3.0%	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○住民や事業者とともに持続可能な財政運営を目指します。
住民の役割
<住民> ・持続可能な財政運営を理解します。 <団体（地域団体・NPO）> ・財政運営を理解し、団体の自立化に努めます。
事業者の役割
・積極的な設備投資と就労機会の確保に努めます。
行政の役割
・財政基盤の強化に努めます。 ・歳入規模に見合った歳出規模への転換を進めます。 ・効率的な行政運営に努めます。

関連計画	東浦町公共施設等総合管理計画	
関連施策	地位活動、行政運営、連携協力、公共施設マネジメント	
用語解説	経常収支比率	経常収支比率は、公債費や人件費、扶助費といった「固定費」が、町税など自治体が自由に使える一般財源に占める割合。数値が高いほど財政が硬直化し、自由度が少なくなっている状態を示す。
	実質公債費比率	自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。
	経常経費	毎年度連続して固定的に支出される経費。
	生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

連携協力

目 標

～ 行政の効率化とまちの活性化を目指します ～

- ・他自治体や大学などとの積極的な連携により、行政の高度化、複雑化した課題に対応し、行政の効率化とまちの活性化を図ります。

現状と課題

現状		⇒	課題
1	○複数の自治体で対応した方が効率的な行政サービスがあります。	⇒	●近隣自治体などとの相互連携による協力体制の強化が必要です。
2	○行政の課題が高度化、複雑化しています。	⇒	●高度化、複雑化する課題の解決には専門的な知見が必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
他自治体との連携の推進
○近隣自治体や遠隔地自治体との連携により、行政サービスの多様化に対応します。
＜実施内容＞
・ウェルネスバレーや定住自立圏などの広域的な取組の推進や他自治体との協力関係を強化します。

取組2
大学などとの連携の強化
○大学や専門機関などの連携を強化します。
＜実施内容＞
・大学、専門機関やプロフェッショナル人材との連携や協力関係の強化により、高度な知見を政策立案などに活用します。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	相互利用が可能な他市町村の公共施設数	113 施設	120 施設	↑
(2)	連携・協力の協定を締結する大学との連携延べ事業数	5 件	10 件	↑

誰が何をするのか

協働の進め方
○他自治体や大学などとの連携協力関係を強化します。
住民の役割
・他自治体とのイベントに参加し、交流します。
事業者の役割
・地域イベントへの参加協力や支援を行います。 ・産・官・学の連携に協力します。
行政の役割
・他自治体や大学などとの連携協定の締結、協力関係の構築を進めます。

関連計画	—	
関連施策	防災、消防・救急、地域活動、行政運営、財政運営	
用語解説	ウェルネスバレー	「あいち健康の森公園」とその周辺エリアを指し、この区域において、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターやあいち健康の森健康科学総合センターを中心とする健康、医療、福祉の施設の集積を生かし、健康長寿に関する一大交流拠点を創ること。
	定住自立圏	中心市と近隣市町村が相互に役割を分担して生活の安心感及び利便性の向上に資する都市機能及び生活機能の充実を図り、圏域全体のつながりを強め、郷土への魅力及び誇りを創出し、豊かに暮らすことができる圏域を形成すること。 (衣浦定住自立圏では「中心市」が刈谷市、「近隣市町村」が知立市、高浜市、東浦町)

公共施設マネジメント

目 標

～ 将来に向け公共施設等を 適切に管理、運営します ～

- ・東浦町が保有する資産について、活用方法や管理運営形態の見直しを行いながら、適切に管理、運営します。

現状と課題

	現状	⇒	課題
1	○1965 年代後半から、1985 年代にかけ、集中的に建設した公共施設が老朽化しています。	⇒	●少子高齢化を踏まえ、適正なサービス水準を維持しながら、公共施設等の総量を減少させ、維持管理コストを抑えることが必要です。

目標を実現させるための取組

取組1
公共施設等の管理、運営
○少子高齢社会の進展を見据えつつ、住民ニーズに沿った公共施設等の管理、運営に努めます。
＜実施内容＞ ・施設分野毎にメンテナンスの内容や優先順位の考え方を示した個別施設計画を作成し施設の長寿命化を図ります。 ・統廃合、機能転換や複合化などを図り、最適な配置の実現に取り組みます。 ・長期的な視点で、更新や維持管理にかかる財政負担の軽減、平準化を図ります。

取組の成果指標

指標		現状値 (2017)	5年後の目標値 (2023)	20年後の方向性 (2038)
(1)	公共施設（建物）の延床面積	132,500m ²	132,500m ²	↓

誰が何をするのか

協働の進め方
○公共施設等の整備、管理や運営などについて、相互理解を図りながら取り組みます。
住民の役割
・公共施設等の現況を理解し、町が実施する公共施設等の整備に関する調査やワークショップに参加します。 ・公共施設等の適正利用に努めます。 ・アダプトプログラムに参加します。
事業者の役割
・指定管理者の受託 ・アダプトプログラムに参加します。
行政の役割
・公共施設等を適正に管理運営します。 ・公共施設の再整備等に際しては、住民の意見を聴取し検討します。

関連計画	東浦町公共施設等総合管理計画	
関連施策	健康づくり、子ども支援、学校教育、生涯学習、スポーツ振興、河川・治水、道路、上下水道、地域活動、財政運営	
用語解説	公共施設等	公共施設、公用施設その他本町が所有する建物やその他の工作物、道路・橋りょうなどの土木構造物、公営企業の施設（上水道）など。
	指定管理者制度	地方公共団体の公の施設において、民間法人その他の団体を指定し、その管理権限を代行させる制度。（民間の能力・技術などを活用して、公共施設の管理・運営を行う。）